

環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針（第 1 章 第 1 節 総論） 新旧対照表

新	旧	備考
<p>第 1 章 一般の環境影響評価編</p> <p>第 1 節 総論</p> <p>第 1 趣旨</p> <p>第 2 環境影響評価の項目</p> <p>第 3 環境影響評価の実施</p> <p>1 環境影響評価の全体的手順</p> <p>2 配慮書</p> <p>(1) 位置等に関する複数案の設定</p> <p>(2) 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>(3) 計画段階配慮事項の検討</p> <p>(4) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>(5) 配慮書の作成</p> <p>3 方法書</p> <p>(1) 事業計画の立案</p> <p>(2) 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>(3) 環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目等の選定(スコピソグ)</p> <p>(4) 方法書の作成</p> <p>4 準備書</p> <p>(1) 選定した環境影響評価項目等の検討</p> <p>(2) 調査の実施</p> <p>(3) 予測及び評価の実施</p> <p>(4) 環境保全措置の検討</p> <p>(5) 事後調査の検討</p> <p>(6) 準備書の作成</p> <p>5 見解書</p> <p>6 評価書</p> <p>(1) 評価書の作成</p> <p>(2) 評価書の補正</p> <p>7 事後調査等報告書</p> <p>(1) 事後調査の実施</p> <p>(2) 事後調査等報告書の作成</p> <p>8 その他留意すべき事項</p> <p>(1) 文献等を活用する際の出典の明示等</p> <p>(2) 専門家等からの知見の収集</p> <p>(3) 調査の結果の整理に当たっての留意点</p> <p>(4) わかりやすい書類の作成</p> <p>(5) 事業者等による公表</p>	<p>第 1 章 一般の環境影響評価編</p> <p>第 1 節 総論</p> <p>第 1 趣旨</p> <p>第 2 環境影響評価の項目</p> <p>第 3 環境影響評価の実施</p> <p>1 環境影響評価の全体的手順</p> <p>2 配慮書</p> <p>(1) 位置等に関する複数案の設定</p> <p>(2) 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>(3) 計画段階配慮事項の検討</p> <p>(4) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>(5) 配慮書の作成</p> <p>3 方法書</p> <p>(1) 事業計画の立案</p> <p>(2) 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>(3) 環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目等の選定(スコピソグ)</p> <p>(4) 方法書の作成</p> <p>4 準備書</p> <p>(1) 選定した環境影響評価項目等の検討</p> <p>(2) 調査の実施</p> <p>(3) 予測及び評価の実施</p> <p>(4) 環境保全措置の検討</p> <p>(5) 事後調査の検討</p> <p>(6) 準備書の作成</p> <p>5 見解書</p> <p>6 評価書</p> <p>(1) 評価書の作成</p> <p>(2) 評価書の補正</p> <p>7 事後調査等報告書</p> <p>(1) 事後調査の実施</p> <p>(2) 事後調査等報告書の作成</p> <p>8 その他留意すべき事項</p> <p>(1) 文献等を活用する際の出典の明示等</p> <p>(2) 専門家等からの知見の収集</p> <p>(3) 調査の結果の整理に当たっての留意点</p> <p>(4) わかりやすい書類の作成</p> <p>(5) 事業者等による公表</p>	

新	旧	備考
<p>第2節 各論</p> <p>第1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素</p> <p>第1-1 大気汚染</p> <p>第1-2 水質汚濁</p> <p>第1-3 騒音及び超低周波音</p> <p>第1-4 振動</p> <p>第1-5 悪臭</p> <p>第1-6 土壌汚染</p> <p>第1-7 地盤</p> <p>第1-8 日照</p> <p>第1-9 電波障害</p> <p>第2 生物の多様性の保全及び多様な自然環境の保全に係る要素</p> <p>第2-1 地形・地質</p> <p>第2-2 <u>動物</u></p> <p>第2-3 <u>植物</u></p> <p>第2-4 生態系</p> <p>第3 身近な自然等との触れ合いに係る要素</p> <p>第3-1 景観</p> <p>第3-2 身近な自然</p> <p>第4 地球環境保全及び循環型社会に係る要素</p> <p>第4-1 温室効果ガス</p> <p>第4-2 廃棄物等</p> <p>第5 一般環境中の放射性物質に係る要素</p> <p>第5-1 放射線の量</p>	<p>第2節 各論</p> <p>第1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素</p> <p>第1-1 大気汚染</p> <p>第1-2 水質汚濁</p> <p>第1-3 騒音及び超低周波音</p> <p>第1-4 振動</p> <p>第1-5 悪臭</p> <p>第1-6 土壌汚染</p> <p>第1-7 地盤</p> <p>第1-8 日照</p> <p>第1-9 電波障害</p> <p>第2 生物の多様性の保全及び多様な自然環境の保全に係る要素</p> <p>第2-1 地形・地質</p> <p>第2-2 <u>植物</u></p> <p>第2-3 <u>動物</u></p> <p>第2-4 生態系</p> <p>第3 身近な自然等との触れ合いに係る要素</p> <p>第3-1 景観</p> <p>第3-2 身近な自然</p> <p>第4 地球環境保全及び循環型社会に係る要素</p> <p>第4-1 温室効果ガス</p> <p>第4-2 廃棄物等</p> <p>第5 一般環境中の放射性物質に係る要素</p> <p>第5-1 放射線の量</p>	<p>・動植物の項目を入れ替え (法と順序を統一)</p>

新		旧		備考															
第1章 一般の環境影響評価編		第1章 一般の環境影響評価編																	
<p>第1節 総論</p> <p>第1 趣旨</p> <p>1 この環境影響評価技術指針第1章一般の環境影響評価編（以下「指針」という。）は、北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）第4条の3、第4条の4、第4条の6、第4条の14、第7条、第7条の3、第12条から第14条まで、第15条の2、第20条の2、第28条、第28条の2、第29条の2、第38条及び第38条の2の規定に基づき、配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書等の作成等について定めるとともに、事業者が調査、予測及び評価の手法の選定その他環境影響評価を行う上で必要な技術的事項を定めるものである。</p> <p>なお、環境影響評価については、科学的知見に基づき、合理的に行われるものであることから、事業者は、必要に応じ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性、地域特性等を踏まえ、この指針に定められた標準的事項以外のより適切な手法等を選定することができる。</p> <p>2 この指針は、環境影響評価に関する科学的知見の進展、事例の蓄積により、随時標準的事項等の追加を行うとともに、5年程度ごとを目途に全般について点検し必要な見直しを行うものとする。</p> <p>第2 環境影響評価の項目</p> <p>環境影響評価を行う環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の項目は、次の表のとおりである。</p>		<p>第1節 総論</p> <p>第1 趣旨</p> <p>1 この環境影響評価技術指針第1章一般の環境影響評価編（以下「指針」という。）は、北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）第4条の3、第4条の4、第4条の6、第4条の14、第7条、第7条の3、第12条から第14条まで、第15条の2、第20条の2、第28条、第28条の2、第29条の2、第38条及び第38条の2の規定に基づき、配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書等の作成等について定めるとともに、事業者が調査、予測及び評価の手法の選定その他環境影響評価を行う上で必要な技術的事項を定めるものである。</p> <p>なお、環境影響評価については、科学的知見に基づき、合理的に行われるものであることから、事業者は、必要に応じ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性、地域特性等を踏まえ、この指針に定められた標準的事項以外のより適切な手法等を選定することができる。</p> <p>2 この指針は、環境影響評価に関する科学的知見の進展、事例の蓄積により、随時標準的事項等の追加を行うとともに、5年程度ごとを目途に全般について点検し必要な見直しを行うものとする。</p> <p>第2 環境影響評価の項目</p> <p>環境影響評価を行う環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の項目は、次の表のとおりである。</p>			<p>・条項ずれの修正</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境要素</th> <th>細区</th> <th>分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素</td> <td>1 大気汚染</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項、第4項、第7項、第8項、第13項及び第16項の物質 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類 </td> </tr> <tr> <td>2 水質汚濁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条の物質及び第3条の項目 </td> </tr> </tbody> </table>		環境要素	細区	分		1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	1 大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項、第4項、第7項、第8項、第13項及び第16項の物質 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類 	2 水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条の物質及び第3条の項目 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境要素</th> <th>細区</th> <th>分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素</td> <td>1 大気汚染</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項、第4項、第7項、第8項、第12項及び第16項の物質 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類 </td> </tr> <tr> <td>2 水質汚濁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条の物質及び第3条の項目 </td> </tr> </tbody> </table>		環境要素	細区	分	1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	1 大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項、第4項、第7項、第8項、第12項及び第16項の物質 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類 	2 水質汚濁
環境要素	細区	分																	
1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	1 大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項、第4項、第7項、第8項、第13項及び第16項の物質 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類 																	
	2 水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条の物質及び第3条の項目 																	
環境要素	細区	分																	
1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	1 大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項、第4項、第7項、第8項、第12項及び第16項の物質 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類 																	
	2 水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条の物質及び第3条の項目 																	

新			旧			備考	
		<ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針(令和2年環境省水・大気環境局長通知)に定める農薬 ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類 その他の項目(水温、底質及び塩分等) 			<ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針(令和2年環境省水・大気環境局長通知)に定める農薬 ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類 その他の項目(水温、底質及び塩分等) 	<ul style="list-style-type: none"> 漢数字を算用数字に修正 	
	3 騒音及び超低周波音	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境、自動車、鉄道、航空機、工場・事業場及び建設作業の各騒音(周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)及び各超低周波音(周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。) 	3 騒音及び超低周波音	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境、自動車、鉄道、航空機、工場・事業場及び建設作業の各騒音(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)及び各超低周波音(周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。) 	<ul style="list-style-type: none"> 漢数字を算用数字に修正 		
	4 振動	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境、自動車、鉄道、工場・事業場及び建設作業の各振動 	4 振動	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境、自動車、鉄道、工場・事業場及び建設作業の各振動 			
	5 悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第2条第1項の特定悪臭物質及び第2項の臭気指数 	5 悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第2条第1項の特定悪臭物質及び第2項の臭気指数 			
	6 土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準の項目 ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類 	6 土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準の項目 ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類 			
	7 地盤	<ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下、土地の安定性 	7 地盤	<ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下、土地の安定性 			
	8 日照	<ul style="list-style-type: none"> 日照障害、風車の影、反射光 	8 日照	<ul style="list-style-type: none"> 日照障害、風車の影、反射光 			
	9 電波障害	<ul style="list-style-type: none"> 電波障害 	9 電波障害	<ul style="list-style-type: none"> 電波障害 			
	2 生物の多様性の保全及び多様な自然環境の保全に係る	1 地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> 地形、表層地質、土壌及び温泉 	2 生物の多様性の保全及び多様な自然環境の保全に係る			1 地形・地質
2 動物		<ul style="list-style-type: none"> 哺乳類、鳥類、両生・爬(は)虫類、魚類、昆虫類(水生昆虫類を除く。)及び底生動物(水生昆虫類を含む。) 	2 植物			<ul style="list-style-type: none"> 種子植物、シダ植物、藻類 	

新			旧			備考
要素	3 <u>植物</u>	・ <u>種子植物、シダ植物、藻類</u>	要素	3 <u>動物</u>	・ <u>ほ乳類、鳥類、両生・は虫類、魚類、昆虫類（水生昆虫類を除く。）及び底生動物（水生昆虫類を含む。）</u>	<p>・法の環境影響評価項目に合わせ「主要な眺望点」を要素として明示</p> <p>・文言の修正（「第4-2 廃棄物等」の記載と整合）</p>
	4 生態系	・生態系		4 生態系	・生態系	
3 身近な自然等との触れ合いに係る要素	1 景観	・自然景観、都市景観及び農村（里地）景観、 <u>主要な眺望点</u>	3 身近な自然等との触れ合いに係る要素	1 景観	・ <u>自然景観、都市景観及び農村（里地）景観</u>	
	2 身近な自然	・身近な自然（野外レクリエーション地を含む。）		2 身近な自然	・身近な自然（野外レクリエーション地を含む。）	
4 地球環境保全及び循環型社会に係る要素	1 温室効果ガス	・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項の物質	4 地球環境保全及び循環型社会に係る要素	1 温室効果ガス	・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項の物質	
	2 廃棄物等	・一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土		2 廃棄物等	・一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土	
5 一般環境中の放射性物質に係る要素	1 放射線の量	・粉じん等の発生に伴うもの ・水の濁りの発生に伴うもの ・ <u>廃棄物等</u> の発生に伴うもの	5 一般環境中の放射性物質に係る要素	1 放射線の量	・粉じん等の発生に伴うもの ・水の濁りの発生に伴うもの ・ <u>産業廃棄物及び建設発生土</u> の発生に伴うもの	

新	旧	備考
<p>第3 環境影響評価の実施</p> <p>1 環境影響評価の全体的手順 環境影響評価に係る全体的手順は、おおむね次のとおりである。</p> <p><関係図書の区分></p> <p><事業者等の行為></p> <p><検討すべき意見等></p> <p>配慮書 ※</p> <p>方法書</p> <p>事業計画の再検討・環境影響評価の再実施</p> <p>方法書</p> <p>準備書</p>	<p>第3 環境影響評価の実施</p> <p>1 環境影響評価の全体的手順 環境影響評価に係る全体的手順は、おおむね次のとおりである。</p> <p><関係図書の区分></p> <p><事業者等の行為></p> <p><検討すべき意見等></p> <p>配慮書 ※</p> <p>方法書</p> <p>準備書</p>	<p>備考</p> <p>・「関係図書の区分」の手続き範囲を整理</p>

新	旧	備考
<p>※ 第一種事業を実施しようとする者は、必要と認めるとき、配慮書に係る手続の前に、配慮書の案を作成し、環境保全の見地からの道民等の意見を求めることができる。</p>	<p>【※配慮書】 第一種事業を実施しようとする者は、必要と認めるとき、配慮書に係る手続の前に、配慮書の案を作成し、環境保全の見地からの道民等の意見を求めることができる。</p>	<p>・「関係図書の区分」に「アセスメントの実施」を追加</p> <p>・「審査」を削除</p> <p>・「【※配慮書】」を「【※】」に修正</p>

新	旧	備考																								
<p>2 配慮書</p> <p>(1) 位置等に関する複数案の設定</p> <p>ア 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業（条例第3条の13第2項の規定により第一種事業とみなして手続を行うこととした第二種事業を含む。以下同じ。）が実施されるべき区域の位置、第一種事業の規模又は第一種事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定するものとし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにすること。</p> <p>イ アによる位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業が実施されるべき区域の位置又は第一種事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために第一種事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意すること。</p> <p>ウ アによる位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業に代わる事業の実施により当該第一種事業の目的が確保される場合その他第一種事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにすること。</p> <p>エ 計画段階配慮事項についての検討の段階から、環境保全に関する法令の遵守はもとより、道等が定めた環境保全に係る各種の指針等の趣旨を踏まえ事業者が自ら環境に配慮することは、環境保全を図る上で極めて重要である。計画段階配慮事項の検討に当たり考慮すべき道が定めた環境保全に係る各種の主な指針等は、<u>「環境保全局関連の計画・指針・マニュアル等」に記載されているもののほか、以下</u>のとおりである。 <u>(削除)</u></p>	<p>2 配慮書</p> <p>(1) 位置等に関する複数案の設定</p> <p>ア 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業（条例第3条の13第2項の規定により第一種事業とみなして手続を行うこととした第二種事業を含む。以下同じ。）が実施されるべき区域の位置、第一種事業の規模又は第一種事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定するものとし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにすること。</p> <p>イ アによる位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業が実施されるべき区域の位置又は第一種事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために第一種事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意すること。</p> <p>ウ アによる位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業に代わる事業の実施により当該第一種事業の目的が確保される場合その他第一種事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにすること。</p> <p>エ 計画段階配慮事項についての検討の段階から、環境保全に関する法令の遵守はもとより、道等が定めた環境保全に係る各種の指針等の趣旨を踏まえ事業者が自ら環境に配慮することは、環境保全を図る上で極めて重要である。計画段階配慮事項の検討に当たり考慮すべき道が定めた環境保全に係る各種の主な指針等は、<u>次</u>のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1137 901 1944 1353"> <tr> <td>北海道環境基本計画</td> <td>北海道地球温暖化対策推進計画</td> <td>北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ21北海道）</td> <td>北海道快適環境づくり指針</td> </tr> <tr> <td>北海道の化学物質問題に関する取組方針</td> <td>北海道湖沼環境保全基本指針</td> <td>北海道循環型社会形成推進基本計画</td> <td>北海道廃棄物処理計画</td> </tr> <tr> <td>北海道自然環境保全指針</td> <td>北海道湿原保全マスタープラン</td> <td>北海道野生動物保護管理指針</td> <td>北海道希少野生動植物種保護基本方針</td> </tr> <tr> <td>北海道生物多様性保全計画</td> <td>北海道鳥獣保護管理事業計画</td> <td>北海道レッドデータブック及び北海道レッドリスト</td> <td>北海道外来種対策基本方針</td> </tr> <tr> <td>北海道ブルーリスト</td> <td>北海道森林づくり基本計画</td> <td>北海道景観計画</td> <td>北海道景観形成ビジョン</td> </tr> <tr> <td>北海道公共事業景観づくり指針</td> <td>北海道の川づくりビジョン</td> <td>等</td> <td></td> </tr> </table> <p>※上記指針等は今後改廃等が想定されるため、最新のものを道のホームページ等で確認のこと。</p>	北海道環境基本計画	北海道地球温暖化対策推進計画	北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ21北海道）	北海道快適環境づくり指針	北海道の化学物質問題に関する取組方針	北海道湖沼環境保全基本指針	北海道循環型社会形成推進基本計画	北海道廃棄物処理計画	北海道自然環境保全指針	北海道湿原保全マスタープラン	北海道野生動物保護管理指針	北海道希少野生動植物種保護基本方針	北海道生物多様性保全計画	北海道鳥獣保護管理事業計画	北海道レッドデータブック及び北海道レッドリスト	北海道外来種対策基本方針	北海道ブルーリスト	北海道森林づくり基本計画	北海道景観計画	北海道景観形成ビジョン	北海道公共事業景観づくり指針	北海道の川づくりビジョン	等		<p>・最新の情報に反映</p> <p>・道公式ウェブサイトを参照し、そこに掲載されている項目を削除</p> <p>※上記 URL は欄外に記載</p> <p>・表から簡条書きに修正</p>
北海道環境基本計画	北海道地球温暖化対策推進計画	北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ21北海道）	北海道快適環境づくり指針																							
北海道の化学物質問題に関する取組方針	北海道湖沼環境保全基本指針	北海道循環型社会形成推進基本計画	北海道廃棄物処理計画																							
北海道自然環境保全指針	北海道湿原保全マスタープラン	北海道野生動物保護管理指針	北海道希少野生動植物種保護基本方針																							
北海道生物多様性保全計画	北海道鳥獣保護管理事業計画	北海道レッドデータブック及び北海道レッドリスト	北海道外来種対策基本方針																							
北海道ブルーリスト	北海道森林づくり基本計画	北海道景観計画	北海道景観形成ビジョン																							
北海道公共事業景観づくり指針	北海道の川づくりビジョン	等																								

新	旧	備考
<p> <u>・北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ 21 北海道）</u> <u>・北海道湖沼環境保全基本指針</u> <u>・北海道湿原保全マスタープラン</u> <u>・北海道野生動物保護管理指針</u> <u>・北海道鳥獣保護管理事業計画</u> <u>・北海道レッドデータブック及び北海道レッドリスト</u> <u>・北海道ブルーリスト</u> <u>・北海道森林づくり基本計画</u> <u>・北海道景観計画</u> <u>・北海道景観形成ビジョン</u> <u>・北海道公共事業景観づくり指針</u> <u>・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン</u> <u>・北海道の川づくりビジョン</u> 等 <u>※上記は一例である。指針等は今後改廃等が想定されるため、最新のものを道のホームページ等で確認のこと。</u> <u>北海道, 環境保全局関連の計画・指針・マニュアル等</u> <u>(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/keikaku.html)</u> </p> <p>(2) 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業の内容（以下2において「事業特性」という。）並びに第一種事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的状況及び社会的状況（以下2において「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業の内容（以下2において「事業特性」という。）並びに第一種事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的状況及び社会的状況（以下2において「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握すること。</p>	<p>・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを追記</p>

新		旧		備考
<p>ア 事業特性に関する情報</p> <p>(7) 第一種事業の種類（北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号。以下「規則」という。）別表第1の第2欄に掲げる事業内容の要件をいう。）</p> <p>(イ) 第一種事業の規模（規則別表第1の第2欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の規模要件をいう。）</p> <p>(ウ) 事業実施想定区域の位置</p> <p>(エ) 第一種事業の諸元（規則別表第2及び第3の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元に相当するものその他の主な諸元をいう。）並びに第一種事業に係る建造物等の構造及び配置（第一種事業の諸元に含まれるものを除く）</p> <p>(オ) 第一種事業に係る工事の実施に係る工事計画の概要</p> <p>(カ) その他第一種事業に関する事項</p> <p>イ 地域特性に関する情報</p> <p>地域特性に関する情報は、次に掲げる項目について、入手可能な最新の文献等の資料により把握するとともに、これらの情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。また、これらの資料の出典を明らかにして整理すること。</p>		<p>ア 事業特性に関する情報</p> <p>(7) 第一種事業の種類（北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号。以下「規則」という。）別表第1の第2欄に掲げる事業内容の要件をいう。）</p> <p>(イ) 第一種事業の規模（規則別表第1の第2欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の規模要件をいう。）</p> <p>(ウ) 事業実施想定区域の位置</p> <p>(エ) 第一種事業の諸元（規則別表第2及び第3の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元に相当するものその他の主な諸元をいう。）並びに第一種事業に係る建造物等の構造及び配置（第一種事業の諸元に含まれるものを除く）</p> <p>(オ) 第一種事業に係る工事の実施に係る工事計画の概要</p> <p>(カ) その他第一種事業に関する事項</p> <p>イ 地域特性に関する情報</p> <p>地域特性に関する情報は、次に掲げる項目について、入手可能な最新の文献等の資料により把握するとともに、これらの情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。また、これらの資料の出典を明らかにして整理すること。</p>		
自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境（気象、大気質、騒音、振動、悪臭等）の状況 ・水環境（水象、水質、水底の底質、地下水（温泉を含む。）等）の状況 ・土壌及び地盤の状況 （以上、環境基準等が設定されているものについてはその確保の状況及び公害等に係る苦情が発生しているものについてはその状況を含む。） ・地形及び地質の状況 ・動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 ・景観、身近な自然（野外レクリエーション地を含む。）の状況 ・文化財（文化財保護法等で定める史跡名勝天然記念物等）の状況 ・一般環境中の放射性物質（放射線の量）の状況 	自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境（気象、大気質、騒音、振動、悪臭等）の状況 ・水環境（水象、水質、水底の底質、地下水（温泉を含む。）等）の状況 ・土壌及び地盤の状況 （以上、環境基準等が設定されているものについてはその確保の状況及び公害等に係る苦情が発生しているものについてはその状況を含む。） ・地形及び地質の状況 ・動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 ・景観、身近な自然（野外レクリエーション地を含む。）の状況 ・文化財（文化財保護法等で定める史跡名勝天然記念物等）の状況 ・一般環境中の放射性物質（放射線の量）の状況 	
社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・人口及び産業の状況 ・土地利用の状況 ・河川、湖沼、海域及び地下水（温泉を含む。）の利用の状況 ・交通の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 ・下水道の整備の状況 	社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・人口及び産業の状況 ・土地利用の状況 ・河川、湖沼、海域及び地下水（温泉を含む。）の利用の状況 ・交通の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 ・下水道の整備の状況 	

新	旧	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 ・その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 ・その他必要な事項 	
<p>(3) 計画段階配慮事項の検討</p> <p>ア 計画段階配慮事項を検討し、当該事項を選定するに当たっては、(2)により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、第一種事業の実施により環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「環境影響要因」という。）が、第2の環境影響評価の項目の表に掲げる環境要素に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討すること。</p> <p>イ アによる計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる環境影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の新設及び増改築その他の環境影響要因の態様を踏まえて適切に区分し、区分された環境影響要因ごとに検討すること。</p> <p>(7) 第一種事業に係る工事の実施（第一種事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、これらの撤去又は廃棄を含む。）</p> <p>(4) 第一種事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄を含む。）</p> <p>ウ イによる検討は、環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、区分された環境要素ごとに行うこと。</p> <p>エ アにより計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、アにより選定した事項（以下「選定事項」という。）の選定理由を明らかにできるように整理すること。</p> <p>(4) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>ア 手法の選定に係る基本的な考え方</p> <p>計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとにイからエまでに定めるところにより選定すること。</p> <p>(7) 人の健康の保護及び生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項</p> <p>汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（当該環境要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康及び生活環境に及ぼす影響を把握すること。</p>	<p>(3) 計画段階配慮事項の検討</p> <p>ア 計画段階配慮事項を検討し、当該事項を選定するに当たっては、(2)により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、第一種事業の実施により環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「環境影響要因」という。）が、第2の環境影響評価の項目の表に掲げる環境要素に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討すること。</p> <p>イ アによる計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる環境影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の新設及び増改築その他の環境影響要因の態様を踏まえて適切に区分し、区分された環境影響要因ごとに検討すること。</p> <p>(7) 第一種事業に係る工事の実施（第一種事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、これらの撤去又は廃棄を含む。）</p> <p>(4) 第一種事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄を含む。）</p> <p>ウ イによる検討は、環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、区分された環境要素ごとに行うこと。</p> <p>エ アにより計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、アにより選定した事項（以下「選定事項」という。）の選定理由を明らかにできるように整理すること。</p> <p>(4) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>ア 手法の選定に係る基本的な考え方</p> <p>計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとにイからエまでに定めるところにより選定すること。</p> <p>(7) 人の健康の保護及び生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項</p> <p>汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（当該環境要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康及び生活環境に及ぼす影響を把握すること。</p>	

新	旧	備考
<p>(イ) 生物の多様性の保全及び多様な自然環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項</p> <p>a 地形・地質に区分される環境要素に係る選定事項 学術上若しくは景観上特に配慮が必要な地形・地質又は水域への土砂流入を防止する観点から土地の安定性に関して特に配慮が必要な地形・地質について調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。</p> <p>b 「動物」及び「植物」に区分される環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地等注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。</p> <p>c 「生態系」に区分される環境要素に係る選定事項 次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握すること。</p> <p>(a) 自然林、湿原、藻場、干潟及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境</p> <p>(b) 里地・里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに河川沿いの湿地（氾濫原や河跡湖など）及び河畔林等の川岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの</p> <p>(c) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境</p> <p>(d) 都市において現に存する樹林地その他緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境</p> <p>(ウ) 身近な自然等との触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項</p> <p>a 「景観」に区分される環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。</p> <p>b 「身近な自然」に区分される環境要素に係る選定事項 日常的な人と身近な自然との触れ合いの活動及び野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。</p> <p>(エ) 地球環境保全及び循環型社会を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項</p>	<p>(イ) 生物の多様性の保全及び多様な自然環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項</p> <p>a 地形・地質に区分される環境要素に係る選定事項 学術上若しくは景観上特に配慮が必要な地形・地質又は水域への土砂流入を防止する観点から土地の安定性に関して特に配慮が必要な地形・地質について調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。</p> <p>b 「植物」及び「動物」に区分される環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地等注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。</p> <p>c 「生態系」に区分される環境要素に係る選定事項 次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握すること。</p> <p>(a) 自然林、湿原、藻場、干潟及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境</p> <p>(b) 里地・里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに河川沿いの湿地（氾濫原や河跡湖など）及び河畔林等の川岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの</p> <p>(c) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境</p> <p>(d) 都市において現に存する樹林地その他緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境</p> <p>(ウ) 身近な自然等との触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項</p> <p>a 「景観」に区分される環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。</p> <p>b 「身近な自然」に区分される環境要素に係る選定事項 日常的な人と身近な自然との触れ合いの活動及び野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。</p> <p>(エ) 地球環境保全及び循環型社会を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項</p>	<p>・動植物の項目を入れ替え（法と順序を統一）</p> <p>・体裁の修正</p>

新	旧	備考
<p>温室効果ガスに関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を把握すること。</p> <p>(オ) 放射性物質による環境汚染防止を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項 一般環境中の放射性物質による環境の汚染の状況については、放射線の量によって把握すること。</p> <p>イ 調査手法の選定</p> <p>(ア) 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、アで定めるところによるほか、次の a から c までに掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれに定めるものを、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定すること。</p> <p>a 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報を調査すること。</p> <p>b 調査の基本的な手法 国又は第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下 2 において「関係地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法を選定すること。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要であると認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査等の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法を選定すること。</p> <p>c 調査の対象とする地域（以下 2 において「調査地域」という。） 第一種事業の実施により、選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域等、調査に適切な範囲であると認められる地域を選定すること。</p> <p>(イ) (ア)の b に定める調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、これらの法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定すること。</p> <p>(ロ) (ア)により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の少ない手法を選定するように留意すること。</p> <p>(ハ) (ア)により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の情報の出典等を明らかにできるようにすること。</p>	<p>温室効果ガスに関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を把握すること。</p> <p>(オ) 放射性物質による環境汚染防止を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項 一般環境中の放射性物質による環境の汚染の状況については、放射線の量によって把握すること。</p> <p>イ 調査手法の選定</p> <p>(ア) 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、アで定めるところによるほか、次の a から c までに掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれに定めるものを、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定すること。</p> <p>a 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報を調査すること。</p> <p>b 調査の基本的な手法 国又は第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下 2 において「関係地方公共団体」という。）が有する文献その他の史料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法を選定すること。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要であると認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査等の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法を選定すること。</p> <p>c 調査の対象とする地域（以下 2 において「調査地域」という。） 第一種事業の実施により、選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域等、調査に適切な範囲であると認められる地域を選定すること。</p> <p>(イ) (ア)の b に定める調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、これらの法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定すること。</p> <p>(ロ) (ア)により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の少ない手法を選定するように留意すること。</p> <p>(ハ) (ア)により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の情報の出典等を明らかにできるようにすること。</p>	<p>・誤字の修正</p>

新	旧	備考
<p>(オ) 希少生物の生息・生育に関する情報については、それらの種の生息等を脅かすことにならないよう、公表に当たっては必要に応じて種及び生息場所等が特定できないように情報を整理・記載するよう配慮すること。</p> <p>ウ 予測手法の選定</p> <p>(7) 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれに定めるものを知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定すること。</p> <p> a 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法を選定すること。</p> <p> b 予測の対象とする地域（以下2において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域を選定すること。</p> <p>(イ) (7)のaに定める予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定すること。</p> <p>(ウ) (7)により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにすること。</p> <p>(エ) (7)により予測の手法を選定するに当たっては、第一種事業において最新の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要があると認めるときは、その不確実性の内容を明らかにできるようにすること。</p> <p>エ 評価手法の選定 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>(7) 2の(1)のAにより位置等に関する複数案が設定されている場合は、設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、比較すること。</p> <p>(イ) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。</p> <p>(ウ) 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、こ</p>	<p>(オ) 希少生物の生息・生育に関する情報については、それらの種の生息等を脅かすことにならないよう、公表に当たっては必要に応じて種及び生息場所等が特定できないように情報を整理・記載するよう配慮すること。</p> <p>ウ 予測手法の選定</p> <p>(7) 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれに定めるものを知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定すること。</p> <p> a 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法を選定すること。</p> <p> b 予測の対象とする地域（以下2において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域を選定すること。</p> <p>(イ) (7)のaに定める予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定すること。</p> <p>(ウ) (7)により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにすること。</p> <p>(エ) (7)により予測の手法を選定するに当たっては、第一種事業において最新の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要があると認めるときは、その不確実性の内容を明らかにできるようにすること。</p> <p>エ 評価手法の選定 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>(7) 2の(1)のAにより位置等に関する複数案が設定されている場合は、設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、比較すること。</p> <p>(イ) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。</p> <p>(ウ) 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、こ</p>	

新	旧	備考												
<p>これらの基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、その環境要素に係る環境基準が定められているものについては、環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。</p> <p>(エ) 第一種事業を実施しようとする者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込む場合は、この措置の内容を明らかにすること。</p> <p>オ 手法選定に当たっての留意事項</p> <p>(7) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うこと。</p> <p>(4) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにして整理すること。</p> <p>(5) 配慮書の作成</p> <p>ア 配慮書（配慮書の案を含む。）には、(1) から (4) までに含まれるもののほか、事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要、計画段階配慮事項の調査、<u>予測及び評価</u>の結果等を記載すること。</p> <p>イ 配慮書（配慮書の案を含む。）の構成は、おおむね次のようにすること。 なお、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。</p>	<p>これらの基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、その環境要素に係る環境基準が定められているものについては、環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。</p> <p>(エ) 第一種事業を実施しようとする者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込む場合は、この措置の内容を明らかにすること。</p> <p>オ 手法選定に当たっての留意事項</p> <p>(7) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うこと。</p> <p>(4) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにして整理すること。</p> <p>(5) 配慮書の作成</p> <p>ア 配慮書（配慮書の案を含む。）には、(1) から (4) までに含まれるもののほか、事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要、計画段階配慮事項の調査・予測・評価の結果等を記載すること。</p> <p>イ 配慮書（配慮書の案を含む。）の構成は、おおむね次のようにすること。 なお、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。</p>	<p>・文言の修正 （他項目と記載を統一）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 938 434 1018">区 分</th> <th data-bbox="434 938 1001 1018">主 な 記 載 内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1018 434 1161">1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所</td> <td data-bbox="434 1018 1001 1161">・第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1161 434 1437">2 事業の目的及び内容</td> <td data-bbox="434 1161 1001 1437">・事業の目的（事業の背景、経緯及び必要性等） ・事業の種類及び規模、事業計画の概要（2の（2）で把握した事業特性に関する情報）等 ・位置等に関する複数案の設定の経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由） ・位置等に関する複数案の設定に当たり、事業を実施しないこととする案を設定した経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由を含む）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主 な 記 載 内 容 等	1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	・第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	2 事業の目的及び内容	・事業の目的（事業の背景、経緯及び必要性等） ・事業の種類及び規模、事業計画の概要（2の（2）で把握した事業特性に関する情報）等 ・位置等に関する複数案の設定の経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由） ・位置等に関する複数案の設定に当たり、事業を実施しないこととする案を設定した経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由を含む）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1104 938 1366 1018">区 分</th> <th data-bbox="1366 938 1933 1018">主 な 記 載 内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1104 1018 1366 1161">1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所</td> <td data-bbox="1366 1018 1933 1161">・第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 1161 1366 1437">2 事業の目的及び内容</td> <td data-bbox="1366 1161 1933 1437">・事業の目的（事業の背景、経緯及び必要性等） ・事業の種類及び規模、事業計画の概要（2の（2）で把握した事業特性に関する情報）等 ・位置等に関する複数案の設定の経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由） ・位置等に関する複数案の設定に当たり、事業を実施しないこととする案を設定した経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由を含む）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主 な 記 載 内 容 等	1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	・第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	2 事業の目的及び内容	・事業の目的（事業の背景、経緯及び必要性等） ・事業の種類及び規模、事業計画の概要（2の（2）で把握した事業特性に関する情報）等 ・位置等に関する複数案の設定の経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由） ・位置等に関する複数案の設定に当たり、事業を実施しないこととする案を設定した経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由を含む）	
区 分	主 な 記 載 内 容 等													
1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	・第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）													
2 事業の目的及び内容	・事業の目的（事業の背景、経緯及び必要性等） ・事業の種類及び規模、事業計画の概要（2の（2）で把握した事業特性に関する情報）等 ・位置等に関する複数案の設定の経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由） ・位置等に関する複数案の設定に当たり、事業を実施しないこととする案を設定した経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由を含む）													
区 分	主 な 記 載 内 容 等													
1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	・第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）													
2 事業の目的及び内容	・事業の目的（事業の背景、経緯及び必要性等） ・事業の種類及び規模、事業計画の概要（2の（2）で把握した事業特性に関する情報）等 ・位置等に関する複数案の設定の経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由） ・位置等に関する複数案の設定に当たり、事業を実施しないこととする案を設定した経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由を含む）													

新		旧		備考
3 事業実施想定区域及びその周囲の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性（事業実施想定区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの 	3 事業実施想定区域及びその周囲の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性（事業実施想定区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの 	
4 計画段階配慮事項の調査等の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定理由 ・計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの ・調査、予測及び評価等の結果の取りまとめに併記する事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 2の（4）のイの（エ）によって明らかにした調査によって得られた情報が記載されていた文献名等の情報の出典等 ② 2の（4）のウの（ウ）によって明らかにした予測に関する事項の内容及び妥当性並びにこれらと予測の結果との関係 ③ 2の（4）のウの（エ）によって明らかにした予測の不確実性の程度及び内容 ④ 2の（4）のエの（エ）によって明らかにした環境保全措置の内容 	4 計画段階配慮事項の調査等の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定理由 ・計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの ・調査、予測及び評価等の結果の取りまとめに併記する事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 2の（4）のイの（エ）によって明らかにした調査によって得られた情報が記載されていた文献名等の情報の出典等 ② 2の（4）のウの（ウ）によって明らかにした予測に関する事項の内容及び妥当性並びにこれらと予測の結果との関係 ③ 2の（4）のウの（エ）によって明らかにした予測の不確実性の程度及び内容 ④ 2の（4）のエの（エ）によって明らかにした環境保全措置の内容 	
5 総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の内容の総括表 	5 総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の内容の総括表 	
6 配慮書の案についての意見等（配慮書の案の手続を行った場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第3条の11の規定により配慮書の案について行われた手続の経過の概要 ・配慮書の案についての道民意見の概要及び市町村长意見並びにこれらの意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解 	6 配慮書の案についての意見等（配慮書の案の手続を行った場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第3条の11の規定により配慮書の案について行われた手続の経過の概要 ・配慮書の案についての道民意見の概要及び市町村长意見並びにこれらの意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解 	
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容についての問い合わせ先等 	7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容についての問い合わせ先等 	
ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準 可搬型の電子媒体とし、ファイル形式は、改ざんされにくく、広くサポートされているものを用いるものとする。		ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準 可搬型の電子媒体とし、ファイル形式は、改ざんされにくく、広くサポートされているものを用いるものとする。		

新	旧	備考
<p>3 方法書</p> <p>(1) 事業計画の立案</p> <p>ア 事業計画を立案する段階から、環境保全に関する法令の遵守はもちろん、道等が定めた環境保全に関する各種の指針等の趣旨を踏まえ事業者が自ら環境に配慮することは、環境保全を図る上で、極めて重要である。事業計画の立案に当たり考慮すべき道が定めた環境保全に係る各種の指針等は、2の(1)のエに定めるとおりである。</p> <p>イ アの趣旨を踏まえ、方法書の事業計画の概要には、事業者の環境保全に対する基本的な考え方及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮を含めて記載すること。</p> <p>配慮書手続を行った場合においては、対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及び対象事業の規模等を決定する過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を記載すること。</p> <p>(2) 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>ア 環境影響評価の項目や調査等の手法の選定に当たっては、この選定に影響を及ぼす対象事業における2の(2)のイに掲げる情報の内容（以下「事業特性」という。）並びにその選定を行うために必要な範囲内で、対象事業実施区域及びその周辺地域における2の(2)のイの表に掲げる自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握すること。</p> <p>イ 地域特性の把握は、既存資料の整理又は解析を基本とし、必要に応じて現地調査により行うこと。なお、現況の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も把握すること。</p> <p>ウ 地域特性の方法書への記載に当たっては、地名、河川名等の由来（アイヌ語）の解説を記載するとともに、アの表の各項目と選定した環境影響評価の項目との関連を簡潔に記載すること。</p> <p>(3) 環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目等の選定（スコーピング）</p> <p>環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目等の選定に当たっては、2の配慮書において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。</p> <p>ア 環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目の選定</p> <p>(ア) 環境影響評価の項目は、第2の表の環境要素の細区分を基本として、事業の実施に伴う環境への影響の可能性やその程度を工事の施工中及び完了後（事業の供用後）の段階ごとに事業の内容に応じて的確に把握した上で、それらの環境保全上の重要性に応じ適切に選定すること。</p> <p>また、事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は事業の実施後、当該事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定される場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響も把握すること。</p> <p>なお、環境影響評価の項目に漏れが生じないように、環境要素の細区分と環境に影響を及ぼすおそれのある要因（環境影響要因）とを両軸とし</p>	<p>3 方法書</p> <p>(1) 事業計画の立案</p> <p>ア 事業計画を立案する段階から、環境保全に関する法令の遵守はもちろん、道等が定めた環境保全に関する各種の指針等の趣旨を踏まえ事業者が自ら環境に配慮することは、環境保全を図る上で、極めて重要である。事業計画の立案に当たり考慮すべき道が定めた環境保全に係る各種の指針等は、2の(1)のエに定めるとおりである。</p> <p>イ アの趣旨を踏まえ、方法書の事業計画の概要には、事業者の環境保全に対する基本的な考え方及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮を含めて記載すること。</p> <p>配慮書手続を行った場合においては、対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及び対象事業の規模等を決定する過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を記載すること。</p> <p>(2) 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>ア 環境影響評価の項目や調査等の手法の選定に当たっては、この選定に影響を及ぼす対象事業における2の(2)のイに掲げる情報の内容（以下「事業特性」という。）並びにその選定を行うために必要な範囲内で、対象事業実施区域及びその周辺地域における2の(2)のイの表に掲げる自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握すること。</p> <p>イ 地域特性の把握は、既存資料の整理又は解析を基本とし、必要に応じて現地調査により行うこと。なお、現況の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も把握すること。</p> <p>ウ 地域特性の方法書への記載に当たっては、地名、河川名等の由来（アイヌ語）の解説を記載するとともに、アの表の各項目と選定した環境影響評価の項目との関連を簡潔に記載すること。</p> <p>(3) 環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目等の選定（スコーピング）</p> <p>環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目等の選定に当たっては、2の配慮書において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。</p> <p>ア 環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目の選定</p> <p>(ア) 環境影響評価の項目は、第2の表の環境要素の細区分を基本として、事業の実施に伴う環境への影響の可能性やその程度を工事の施工中及び完了後（事業の供用後）の各段階ごとに事業の内容に応じて的確に把握した上で、それらの環境保全上の重要性に応じ適切に選定すること。</p> <p>また、事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は事業の実施後、当該事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定される場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響も把握すること。</p> <p>なお、環境影響評価の項目に漏れが生じないように、環境要素の細区分と環境に影響を及ぼすおそれのある要因（環境影響要因）とを両軸とし</p>	<p>・文言の修正 （重複に伴う修正）</p>

新	旧	備考
<p>たマトリックスを用い、環境影響評価の項目に係る環境要素の採否に関する一覧表（別表1「環境要素と環境影響要因とを両軸としたマトリックス表の例」を参考にすること。）を作成すること。</p> <p>(イ) (ア)による環境影響評価の項目の選定に当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じ、環境要素の細区分の項目を選定しないことができる。</p> <p>a 環境要素の細区分の項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合</p> <p>b 対象事業実施区域又はその周囲に、環境要素の細区分の項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合</p> <p>(ウ) 方法書には、(ア)により選定した環境影響評価の項目については選定理由（事業特性又は地域特性との関連を含む。）を、選定しなかった環境要素の細区分の項目についてはその選定しなかった理由を記載すること。</p> <p>(エ) 事業の実施に伴う環境影響要因及びそれにより影響を受けるおそれがあると考えられる環境要素を整理し、それらの位置関係を示した図面に環境影響評価の項目の選定の結果を記載した環境影響評価総括図表を作成すること。</p> <p>イ 調査等の手法の選定</p> <p>(ア) 調査の手法については、事業特性、地域特性を勘案して、調査対象地域を適切に設定するとともに、調査の時期、調査の範囲又は位置及び調査方法を選定すること。</p> <p>この場合において、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること、また、年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始すること。</p> <p>なお、調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意すること。</p> <p>(イ) (ア)による手法の選定に当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じ、本指針に定められた手法より簡略化された手法を選定することができる。</p> <p>a 当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること</p> <p>b 対象事業実施区域又はその周囲に、当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。</p> <p>c 類似の事例による当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響の程度が明らかであること。</p> <p>d 当該環境要素の細区分の項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、本指針に定められた調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。</p>	<p>たマトリックスを用い、環境影響評価の項目に係る環境要素の採否に関する一覧表（別表1「環境要素と環境影響要因とを両軸としたマトリックス表の例」を参考にすること。）を作成すること。</p> <p>(イ) (ア)による環境影響評価の項目の選定に当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じ、環境要素の細区分の項目を選定しないことができる。</p> <p>a 環境要素の細区分の項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合</p> <p>b 対象事業実施区域又はその周囲に、環境要素の細区分の項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合</p> <p>(ウ) 方法書には、(ア)により選定した環境影響評価の項目については選定理由（事業特性又は地域特性との関連を含む。）を、選定しなかった環境要素の細区分の項目についてはその選定しなかった理由を記載すること。</p> <p>(エ) 事業の実施に伴う環境影響要因及びそれにより影響を受けるおそれがあると考えられる環境要素を整理し、それらの位置関係を示した図面に環境影響評価の項目の選定の結果を記載した環境影響評価総括図表を作成すること。</p> <p>イ 調査等の手法の選定</p> <p>(ア) 調査の手法については、事業特性、地域特性を勘案して、調査対象地域を適切に設定するとともに、調査の時期、調査の範囲又は位置及び調査方法を選定すること。</p> <p>この場合において、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること、また、年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始すること。</p> <p>なお、調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意すること。</p> <p>(イ) (ア)による手法の選定に当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じ、本指針に定められた手法より簡略化された手法を選定することができる。</p> <p>a 当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること</p> <p>b 対象事業実施区域又はその周囲に、当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。</p> <p>c 類似の事例による当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響の程度が明らかであること。</p> <p>d 当該環境要素の細区分の項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、本指針に定められた調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。</p>	

新	旧	備考																
<p>(ウ) (ア)による手法の選定に当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じ、本指針に定められた手法より詳細な手法を選定するよう留意すること。</p> <p>a 事業特性により、当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。</p> <p>b 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が当該環境要素の細区分の項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>(a) 当該環境要素の細区分の項目に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象</p> <p>(b) 当該環境要素の細区分の項目に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象</p> <p>(c) 当該環境要素の細区分の項目に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域</p> <p>(エ) 方法書には、(ア)により選定した調査の手法をその選定理由とともに記載すること。</p> <p>なお、予測及び評価の手法が選定されている場合には、当該手法及びその選定理由を併せて記載すること。</p> <p>(オ) 希少生物の生息・生育に関する情報については、それらの種の生息等を脅かすことにならないよう、公表に当たっては必要に応じて種及び生息場所等が特定できないように情報を整理・記載するよう配慮すること。</p> <p>(4) 方法書の作成</p> <p>ア 方法書には、(1)から(3)までに含まれるもののほか、事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要を記載すること。</p> <p>なお、対象事業実施区域内の土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等については、必要に応じて記載すること。</p> <p>イ 方法書の構成は、おおむね次のようにすること。</p> <p>なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。</p> <table border="1" data-bbox="208 1098 1014 1422"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主 な 記 載 内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業者の氏名及び住所</td> <td>・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</td> </tr> <tr> <td>2 事業の目的及び内容</td> <td>・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）等</td> </tr> <tr> <td>3 対象事業実施区域及びその周囲の概況</td> <td>・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主 な 記 載 内 容 等	1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	2 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）等	3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの	<p>(ウ) (ア)による手法の選定に当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じ、本指針に定められた手法より詳細な手法を選定するよう留意すること。</p> <p>a 事業特性により、当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。</p> <p>b 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が当該環境要素の細区分の項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>(a) 当該環境要素の細区分の項目に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象</p> <p>(b) 当該環境要素の細区分の項目に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象</p> <p>(c) 当該環境要素の細区分の項目に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域</p> <p>(エ) 方法書には、(ア)により選定した調査の手法をその選定理由とともに記載すること。</p> <p>なお、予測及び評価の手法が選定されている場合には、当該手法及びその選定理由を併せて記載すること。</p> <p>(オ) 希少生物の生息・生育に関する情報については、それらの種の生息等を脅かすことにならないよう、公表に当たっては必要に応じて種及び生息場所等が特定できないように情報を整理・記載するよう配慮すること。</p> <p>(4) 方法書の作成</p> <p>ア 方法書には、(1)から(3)までに含まれるもののほか、事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要を記載すること。</p> <p>なお、対象事業実施区域内の土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等については、必要に応じて記載すること。</p> <p>イ 方法書の構成は、おおむね次のようにすること。</p> <p>なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。</p> <table border="1" data-bbox="1140 1098 1946 1422"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主 な 記 載 内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業者の氏名及び住所</td> <td>・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</td> </tr> <tr> <td>2 事業の目的及び内容</td> <td>・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）等</td> </tr> <tr> <td>3 対象事業実施区域及びその周囲の概況</td> <td>・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主 な 記 載 内 容 等	1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	2 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）等	3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの	
区 分	主 な 記 載 内 容 等																	
1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）																	
2 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）等																	
3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの																	
区 分	主 な 記 載 内 容 等																	
1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）																	
2 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）等																	
3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの																	

新		旧		備考
4 計画段階配慮事項の調査等の結果（配慮書手続を行った場合）	・配慮書における計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの（配慮書の案を作成している場合は、配慮書の案における計画段階配慮事項の調査等の結果を取りまとめたものを含む。）	4 計画段階配慮事項の調査等の結果（配慮書手続を行った場合）	・配慮書における計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの（配慮書の案を作成している場合は、配慮書の案における計画段階配慮事項の調査等の結果を取りまとめたものを含む。）	
5 配慮書に係る道民意見等（配慮書手続を行った場合）	・配慮書に係る道民意見の概要、知事の意見及び関係市町村長の意見（配慮書の案を作成している場合は、配慮書の案についての道民意見の概要及び市町村長の意見を含む。）並びにこれらの意見についての事業者の見解	5 配慮書に係る道民意見等（配慮書手続を行った場合）	・配慮書に係る道民意見の概要、知事の意見及び関係市町村長の意見（配慮書の案を作成している場合は、配慮書の案についての道民意見の概要及び市町村長の意見を含む。）並びにこれらの意見についての事業者の見解	
6 環境影響評価の項目等	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等	6 環境影響評価の項目等	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等	
7 総括図	・環境影響評価総括図表等	7 総括図	・環境影響評価総括図表等	
8 その他	・配慮書を作成している場合にあつては、対象事業について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続の経緯の概要 ・知事の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項 ・記載内容についての問い合わせ先等	8 その他	・配慮書を作成している場合にあつては、対象事業について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続の経緯の概要 ・知事の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項 ・記載内容についての問い合わせ先等	
ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の（5）のウによること。		ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の（5）のウによること。		

新	旧	備考
<p>4 準備書</p> <p>(1) 選定した環境影響評価項目等の検討 方法書に対する環境保全の見地からの道民意見、知事意見及び市町村長意見を踏まえ、選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法について検討を行うこと。 検討に当たっては3の(3)のア「環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目の選定」、3の(3)のイ「調査等の手法の選定」に準拠すること。</p> <p>(2) 調査の実施 ア 調査については、環境影響評価の項目ごとに、第2節各論の標準的手法を参考にして実施すること。 なお、事業特性、地域特性により、必要に応じ、これらの標準的手法以外の手法により調査を実施することができる。 イ 調査の対象範囲は、事業の実施に伴う工事の施工中及び完了後（事業の供用後）の環境への影響の範囲を勘案して設定すること。また、調査の実施時期は、環境の現況を適切に把握できる時期を設定すること。 ウ 調査を実施した結果、予測及び評価を行う必要がないものと判断される環境影響評価の項目については、当該項目並びに予測及び評価を行う必要がないものと判断した理由を記載すること。</p> <p>(3) 予測及び評価の実施 予測及び評価については、環境影響評価の項目ごとに、第2節各論の標準的手法を参考にして実施すること。 なお、事業特性、地域特性及び調査の結果により、必要に応じ、これらの標準的手法以外の手法により予測及び評価を実施することができる。この場合においては、標準的手法以外の手法を選定した理由及び予測に必要な各種パラメータ、原単位等の設定理由、妥当性等を記載すること。 ア 予測の実施 (ア) 予測の対象範囲は、(2)のイに準じて設定すること。 (イ) 予測を行う地点は、地域特性及び調査の結果を踏まえ、適切に選定することとし、その選定理由を記載すること。 (ウ) 予測は、環境影響評価の項目ごとに、原則として、工事の施工中の環境への影響が最大となる時点、工事完了後の事業活動が定常の状況に達する時点及び設定が可能な場合には影響が最大となる時点を想定して実施すること。 なお、事業に係る工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ予測を行うこと。 (エ) 動物、植物等において第1節の第2の表の細区分欄に掲げる種等の区分より小さい区分を、保全を図るべき対象として選定し、予測を行うときは、その選定理由を記載すること。 (オ) 事業者以外の者の事業活動等による環境影響を明らかにするとともに、その内容を記載し、バックグラウンドが適切に設定されていることを示すこと。 (カ) 予測の不確実性の検討に当たっては、必要に応じ予測の前提条件を変</p>	<p>4 準備書</p> <p>(1) 選定した環境影響評価項目等の検討 方法書に対する環境保全の見地からの道民意見、知事意見及び市町村長意見を踏まえ、選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法について検討を行うこと。 検討に当たっては3の(3)のア「環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目の選定」、3の(3)のイ「調査等の手法の選定」に準拠すること。</p> <p>(2) 調査の実施 ア 調査については、環境影響評価の項目ごとに、第2節各論の標準的手法を参考にして実施すること。 なお、事業特性、地域特性により、必要に応じ、これらの標準的手法以外の手法により調査を実施することができる。 イ 調査の対象範囲は、事業の実施に伴う工事の施工中及び完了後（事業の供用後）の環境への影響の範囲を勘案して設定すること。また、調査の実施時期は、環境の現況を適切に把握できる時期を設定すること。 ウ 調査を実施した結果、予測及び評価を行う必要がないものと判断される環境影響評価の項目については、当該項目並びに予測及び評価を行う必要がないものと判断した理由を記載すること。</p> <p>(3) 予測及び評価の実施 予測及び評価については、環境影響評価の項目ごとに、第2節各論の標準的手法を参考にして実施すること。 なお、事業特性、地域特性及び調査の結果により、必要に応じ、これらの標準的手法以外の手法により予測及び評価を実施することができる。この場合においては、標準的手法以外の手法を選定した理由及び予測に必要な各種パラメータ、原単位等の設定理由、妥当性等を記載すること。 ア 予測の実施 (ア) 予測の対象範囲は、(2)のイに準じて設定すること。 (イ) 予測を行う地点は、地域特性及び調査の結果を踏まえ、適切に選定することとし、その選定理由を記載すること。 (ウ) 予測は、環境影響評価の項目ごとに、原則として、工事の施工中の環境への影響が最大となる時点、工事完了後の事業活動が定常の状況に達する時点及び設定が可能な場合には影響が最大となる時点を想定して実施すること。 なお、事業に係る工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ予測を行うこと。 (エ) 動物、植物等において種等の第2の表の細区分欄に掲げる区分より小さい区分を保全を図るべき対象として選定し、予測を行うときは、その選定理由を記載すること。 (オ) 事業者以外の者の事業活動等による環境影響を明らかにするとともに、その内容を記載し、バックグラウンドが適切に設定されていることを示すこと。 (カ) 予測の不確実性の検討に当たっては、必要に応じ予測の前提条件を変</p>	<p>・文言の修正 (読みやすくなるよう修正)</p>

新	旧	備考
<p>化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握し、記載すること。</p> <p>(キ) 環境保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の効果を見込んで予測を行うときは、環境保全措置の内容及び当該措置の実現の見通し等を含めて記載すること。</p> <p>イ 評価の実施</p> <p>(ア) 評価には、環境への影響が事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されるかどうかの視点からの検討を含めること。この場合においては、必要に応じて、環境保全措置の検討の経過を記載し、評価の具体的な手順及び評価の考え方を明らかにすること。</p> <p>なお、予測の不確実性により環境保全措置を講じてもお懸念される環境への影響等についても、評価に含めて記載すること。</p> <p>(イ) 国又は道、市町村等が環境影響評価の項目について環境保全の観点から基準又は目標を定めているときは、これらとの比較を行い、評価に含めて記載すること。</p> <p>(4) 環境保全措置の検討</p> <p>ア 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討を行うこと。</p> <p>イ 代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとし、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにし、記載すること。</p> <p>ウ 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにし、記載すること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにすること。</p> <p>(5) 事後調査の検討</p> <p>ア 次のいずれかに該当すると認められる場合において、事業着手後にモニタリング等が必要な項目については、事後調査の計画を作成し、記載すること。</p> <p>(ア) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合。</p> <p>(イ) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合。</p> <p>(ウ) 工事の施工中及び完了後（事業の供用後）において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合。</p>	<p>化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握し、記載すること。</p> <p>(キ) 環境保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の効果を見込んで予測を行うときは、環境保全措置の内容及び当該措置の実現の見通し等を含めて記載すること。</p> <p>イ 評価の実施</p> <p>(ア) 評価には、環境への影響が事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されるかどうかの視点からの検討を含めること。この場合においては、必要に応じて、環境保全措置の検討の経過を記載し、評価の具体的な手順及び評価の考え方を明らかにすること。</p> <p>なお、予測の不確実性により環境保全措置を講じてもお懸念される環境への影響等についても、評価に含めて記載すること。</p> <p>(イ) 国又は道、市町村等が環境影響評価の項目について環境保全の観点から基準又は目標を定めているときは、これらとの比較を行い、評価に含めて記載すること。</p> <p>(4) 環境保全措置の検討</p> <p>ア 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討を行うこと。</p> <p>イ 代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとし、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにし、記載すること。</p> <p>ウ 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにし、記載すること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにすること。</p> <p>(5) 事後調査の検討</p> <p>ア 次のいずれかに該当すると認められる場合において、事業着手後にモニタリング等が必要な項目については、事後調査の計画を作成し、記載すること。</p> <p>(ア) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合。</p> <p>(イ) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合。</p> <p>(ウ) 工事の施工中及び完了後（事業の供用後）において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合。</p>	

新	旧	備考																												
<p>(エ) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合。</p> <p>(オ) 事業特性、地域特性及び調査の結果を勘案し、上記以外に事後調査が必要であると認められる場合。</p> <p>イ アの計画には、事後調査を行うこととした理由、モニタリングの項目、手法、実施主体及び実施時期並びにモニタリングの結果に応じて実施すべき環境保全措置に関する対応方針を記載すること。</p> <p>なお、モニタリングの実施時期については、工事の施工中の環境への影響が最大となる時点、工事完了後の事業活動が定常の状況に達する時点等を勘案して定めること。</p> <p>(6) 準備書の作成</p> <p>ア 準備書に記載する環境影響評価の項目、調査の手法等は、方法書に対する環境保全の見地からの道民意見、知事意見及び市町村長意見等を踏まえて、事業者において検討を加えた環境影響評価の項目、調査の手法等とすること。</p> <p>なお、この検討により方法書に記載した環境影響評価の項目、調査の手法等に変更が生じたときは、方法書の記載内容と対比するなどにより変更部分を明らかにした上で、記載すること。</p> <p>イ 準備書の構成は、おおむね次のようにすること。</p> <p>なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。</p>	<p>(エ) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合。</p> <p>(オ) 事業特性、地域特性及び調査の結果を勘案し、上記以外に事後調査が必要であると認められる場合。</p> <p>イ アの計画には、事後調査を行うこととした理由、モニタリングの項目、手法、実施主体及び実施時期並びにモニタリングの結果に応じて実施すべき環境保全措置に関する対応方針を記載すること。</p> <p>なお、モニタリングの実施時期については、工事の施工中の環境への影響が最大となる時点、工事完了後の事業活動が定常の状況に達する時点等を勘案して定めること。</p> <p>(6) 準備書の作成</p> <p>ア 準備書に記載する環境影響評価の項目、調査の手法等は、方法書に対する環境保全の見地からの道民意見、知事意見及び市町村長意見等を踏まえて、事業者において検討を加えた環境影響評価の項目、調査の手法等とすること。</p> <p>なお、この検討により方法書に記載した環境影響評価の項目、調査の手法等に変更が生じたときは、方法書の記載内容と対比するなどにより変更部分を明らかにした上で、記載すること。</p> <p>イ 準備書の構成は、おおむね次のようにすること。</p> <p>なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 842 342 874">区分</th> <th data-bbox="342 842 1016 874">主な記載内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 874 342 970">1 事業者の氏名及び住所</td> <td data-bbox="342 874 1016 970">・事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 970 342 1066">2 事業の目的及び内容</td> <td data-bbox="342 970 1016 1066">・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）、土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1066 342 1193">3 対象事業実施区域及びその周囲の概況</td> <td data-bbox="342 1066 1016 1193">・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1193 342 1297">4 環境影響評価の項目等</td> <td data-bbox="342 1193 1016 1297">・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1297 342 1329">5 総括図</td> <td data-bbox="342 1297 1016 1329">・環境影響評価総括図表等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1329 342 1457">6 調査、予測及び評価の結果</td> <td data-bbox="342 1329 1016 1457">・環境影響評価の項目ごとの調査、予測（環境保全措置を含む。）及び評価の結果の取りまとめ（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な記載内容等	1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	2 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）、土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等	3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの	4 環境影響評価の項目等	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等	5 総括図	・環境影響評価総括図表等	6 調査、予測及び評価の結果	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測（環境保全措置を含む。）及び評価の結果の取りまとめ（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 842 1272 874">区分</th> <th data-bbox="1272 842 1946 874">主な記載内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 874 1272 970">1 事業者の氏名及び住所</td> <td data-bbox="1272 874 1946 970">・事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 970 1272 1066">2 事業の目的及び内容</td> <td data-bbox="1272 970 1946 1066">・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）、土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1066 1272 1193">3 対象事業実施区域及びその周囲の概況</td> <td data-bbox="1272 1066 1946 1193">・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1193 1272 1297">4 環境影響評価の項目等</td> <td data-bbox="1272 1193 1946 1297">・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1297 1272 1329">5 総括図</td> <td data-bbox="1272 1297 1946 1329">・環境影響評価総括図表等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1329 1272 1457">6 調査、予測及び評価の結果</td> <td data-bbox="1272 1329 1946 1457">・環境影響評価の項目ごとの調査、予測（環境保全措置を含む。）及び評価の結果の取りまとめ（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な記載内容等	1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	2 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）、土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等	3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの	4 環境影響評価の項目等	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等	5 総括図	・環境影響評価総括図表等	6 調査、予測及び評価の結果	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測（環境保全措置を含む。）及び評価の結果の取りまとめ（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。）	
区分	主な記載内容等																													
1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）																													
2 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）、土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等																													
3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの																													
4 環境影響評価の項目等	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等																													
5 総括図	・環境影響評価総括図表等																													
6 調査、予測及び評価の結果	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測（環境保全措置を含む。）及び評価の結果の取りまとめ（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。）																													
区分	主な記載内容等																													
1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）																													
2 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）、土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等																													
3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの																													
4 環境影響評価の項目等	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等																													
5 総括図	・環境影響評価総括図表等																													
6 調査、予測及び評価の結果	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測（環境保全措置を含む。）及び評価の結果の取りまとめ（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。）																													

新		旧		備考
7 環境保全措置	・環境保全措置の内容及び当該措置を講ずることとするに至った検討の状況	7 環境保全措置	・環境保全措置の内容及び当該措置を講ずることとするに至った検討の状況	
8 事後調査の計画	・モニタリングの計画(事後調査を行うこととした理由、調査項目、調査手法、実施主体(委託により行う場合は、実施主体及びその委託先)、実施時期等)及びモニタリングの結果に応じた対応方針	8 事後調査の計画	・モニタリングの計画(事後調査を行うこととした理由、調査項目、調査手法、実施主体(委託により行う場合は、実施主体及びその委託先)、実施時期等)及びモニタリングの結果に応じた対応方針	
9 総合的な評価	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測、環境保全措置及び評価並びに事後調査の内容の総括表	9 総合的な評価	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測、環境保全措置及び評価並びに事後調査の内容の総括表	
10 手続の概要	・配慮書(配慮書の案を含む。)及び方法書について行われた手続の経過の概要 (配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合)	10 手続の概要	・配慮書(配慮書の案を含む。)及び方法書について行われた手続の経過の概要 (配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合)	
11 配慮書、方法書についての意見等	・配慮書及び方法書についての道民意見の概要、知事の意見及び関係市町村長の意見(配慮書の案を作成している場合は、配慮書の案についての道民意見の概要及び市町村長の意見を含む。)並びにこれらの意見についての事業者の見解	11 配慮書、方法書についての意見等	・配慮書及び方法書についての道民意見の概要、知事の意見及び関係市町村長の意見(配慮書の案を作成している場合は、配慮書の案についての道民意見の概要及び市町村長の意見を含む。)並びにこれらの意見についての事業者の見解	
12 環境影響評価の委託者の氏名等	・環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合は、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	12 環境影響評価の委託者の氏名等	・環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合は、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
13 その他	・知事の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項 ・記載内容についての問い合わせ先等	13 その他	・知事の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項 ・記載内容についての問い合わせ先等	
<p>ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の(5)のウによること。</p> <p>5 見解書 見解書には、準備書についての道民意見の概要及び道民意見についての事業者の見解を、環境影響評価の項目ごとに分類するなどの整理を行った上で、記載すること。 また、電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の(5)のウによること。</p> <p>6 評価書 (1) 評価書の作成 ア 評価書は、準備書及び見解書に対する環境保全の見地からの道民意見、知事意見及び市町村長意見を踏まえ、調査、予測及び評価等の結果について検討し、作成すること。 なお、検討の結果、補足又は修正を行うときは、4の「準備書」を参考に実施すること。</p>		<p>ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の(5)のウによること。</p> <p>5 見解書 見解書には、準備書についての道民意見の概要及び道民意見についての事業者の見解を、環境影響評価の項目ごとに分類するなどの整理を行った上で、記載すること。 また、電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の(5)のウによること。</p> <p>6 評価書 (1) 評価書の作成 ア 評価書は、準備書及び見解書に対する環境保全の見地からの道民意見、知事意見及び市町村長意見を踏まえ、調査、予測及び評価等の結果について検討し、作成すること。 なお、検討の結果、補足又は修正を行うときは、4の「準備書」を参考に実施すること。</p>		

新		旧		備考
<p>また、この検討の結果により準備書に記載した事項を修正したときは、その修正内容が的確に把握できるようにすること。</p> <p>イ 評価書の構成は、おおむね次のようにすること。</p> <p>なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。</p>		<p>また、この検討の結果により準備書に記載した事項を修正したときは、その修正内容が的確に把握できるようにすること。</p> <p>イ 評価書の構成は、おおむね次のようにすること。</p> <p>なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。</p>		
区分	主な記載内容等	区分	主な記載内容等	
1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
2 環境影響評価の概要	・環境影響評価の結果等についての概要（準備書に係る要約書に記載した事項をもとに、道民意見、市町村長意見及び知事意見等を踏まえて修正した内容を簡潔に記載すること。）	2 環境影響評価の概要	・環境影響評価の結果等についての概要（準備書に係る要約書に記載した事項をもとに、道民意見、市町村長意見及び知事意見等を踏まえて修正した内容を簡潔に記載すること。）	
3 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）、土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等	3 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）、土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等	
4 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの	4 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの	
5 環境影響評価の項目等	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等	5 環境影響評価の項目等	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等	
6 総括図	・環境影響評価総括図表等	6 総括図	・環境影響評価総括図表等	
7 調査、予測及び評価の結果	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測（環境保全措置を含む。）及び評価の結果の取りまとめ（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。）	7 調査、予測及び評価の結果	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測（環境保全措置を含む。）及び評価の結果の取りまとめ（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。）	
8 環境保全措置	・環境保全措置の内容及び当該措置を講ずることとするに至った検討の状況	8 環境保全措置	・環境保全措置の内容及び当該措置を講ずることとするに至った検討の状況	
9 事後調査の計画	・モニタリングの計画（事後調査を行うこととした理由、調査項目、調査手法、実施主体（委託により行う場合は、実施主体及びその委託先）、実施時期等）及びモニタリングの結果に応じた対応方針	9 事後調査の計画	・モニタリングの計画（事後調査を行うこととした理由、調査項目、調査手法、実施主体（委託により行う場合は、実施主体及びその委託先）、実施時期等）及びモニタリングの結果に応じた対応方針	
10 総合的な評価	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測、環境保全措置及び評価並びに事後調査の内容の総括表	10 総合的な評価	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測、環境保全措置及び評価並びに事後調査の内容の総括表	
11 手続の概要	・配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書及び見解書について行われた手続の経過の概要 （配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合）	11 手続の概要	・配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書及び見解書について行われた手続の経過の概要 （配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合）	

新		旧		備考
12 道民意見の概要等	・配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書及び見解書についての道民意見（準備書についての道民再意見を含む。）の概要並びに事業者の見解 （配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合）	12 道民意見の概要等	・配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書及び見解書についての道民意見（準備書についての道民再意見を含む。）の概要並びに事業者の見解 （配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合）	
13 市町村長意見等	・配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書及び準備書についての市町村長意見並びに事業者の見解 （配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合）	13 市町村長意見等	・配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書及び準備書についての市町村長意見並びに事業者の見解 （配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合）	
14 知事意見等	・配慮書、方法書及び準備書についての知事意見並びに事業者の見解 （配慮書については、当該手続を行った場合）	14 知事意見等	・配慮書、方法書及び準備書についての知事意見並びに事業者の見解 （配慮書については、当該手続を行った場合）	
15 準備書を修正した内容	・準備書を修正した内容及び修正理由（道民意見、知事意見若しくは市町村長意見により修正したもの又は事業者自ら検討を加えて修正したものの区分を含む。）	15 準備書を修正した内容	・準備書を修正した内容及び修正理由（道民意見、知事意見若しくは市町村長意見により修正したもの又は事業者自ら検討を加えて修正したものの区分を含む。）	
16 環境影響評価の委託者の氏名等	・環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合はその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	16 環境影響評価の委託者の氏名等	・環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合はその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
17 その他	・知事の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項 ・記載内容についての問い合わせ先等	17 その他	・知事の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項 ・記載内容についての問い合わせ先等	
<p>ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の（5）のウによること。</p> <p>（2）評価書の補正</p> <p>ア 評価書について知事から意見が述べられたときは、必要に応じ評価書を補正すること。</p> <p>なお、<u>評価書を補正するしないを問わず</u>、知事意見についての事業者の見解を評価書に追加して記載すること。</p> <p>イ 評価書の補正を行うときは、当該修正に係る部分について所要の補正を行うこと。この場合、事業の目的及び内容、対象事業実施区域及びその周囲の概況、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法、環境影響評価の結果に関する事項の修正を行うときは、当該修正に係る部分について、3の「方法書」、4の「準備書」を参考に実施すること。</p>		<p>ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の（5）のウによること。</p> <p>（2）評価書の補正</p> <p>ア 評価書について知事から意見が述べられたときは、必要に応じ評価書を補正すること。</p> <p>なお、<u>評価書の補正をしないとしないにかかわらず</u>、知事意見についての事業者の見解を評価書に追加して記載すること。</p> <p>イ 評価書の補正を行うときは、当該修正に係る部分について所要の補正を行うこと。この場合、事業の目的及び内容、対象事業実施区域及びその周囲の概況、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法、環境影響評価の結果に関する事項の修正を行うときは、当該修正に係る部分について、3の「方法書」、4の「準備書」を参考に実施すること。</p>		

新	旧	備考
<p>7 事後調査等報告書</p> <p>(1) 事後調査の実施 評価書に記載した事後調査の計画に基づき、工事の施工中及び工事完了後（事業の供用後）にモニタリングを実施すること。</p> <p>(2) 事後調査等報告書の作成</p> <p>ア (1)の結果及び評価書に記載したモニタリングの結果に応じて実施すべき環境保全措置に関する対応方針に基づき講じた措置の内容を記載すること。 なお、環境保全措置に関する対応方針に基づき講じた措置の内容には、当該措置を講ずることとするに至った検討の経緯を含めて記載すること。</p> <p>イ モニタリングの一部に道、市町村等が実施している環境監視の結果を用いた場合は、その出典等を明らかにすること。</p> <p>ウ 環境保全措置及び事業の実施の状況を記載する場合において、評価書に記載した内容を変更して実施したものがあるときは、当該変更の内容及び当該変更についての事業者の環境保全上の見解を明らかにして記載すること。</p> <p>エ 事業の実施の状況については、事業の進捗状況を示す図面、法令に基づく各種の届出の写し等を資料として添付すること。</p> <p>オ 事後調査等報告書は、事後調査の計画に基づきモニタリングを実施した後に作成し、速やかに、知事及び関係市町村長に送付すること。</p> <p>カ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の(5)のウによること。</p>	<p>7 事後調査等報告書</p> <p>(1) 事後調査の実施 評価書に記載した事後調査の計画に基づき、工事の施工中及び工事完了後（事業の供用後）にモニタリングを実施すること。</p> <p>(2) 事後調査等報告書の作成</p> <p>ア (1)の結果及び評価書に記載したモニタリングの結果に応じて実施すべき環境保全措置に関する対応方針に基づき講じた措置の内容を記載すること。 なお、環境保全措置に関する対応方針に基づき講じた措置の内容には、当該措置を講ずることとするに至った検討の経緯を含めて記載すること。</p> <p>イ モニタリングの一部に道、市町村等が実施している環境監視の結果を用いた場合は、その出典等を明らかにすること。</p> <p>ウ 環境保全措置及び事業の実施の状況を記載する場合において、評価書に記載した内容を変更して実施したものがあるときは、当該変更の内容及び当該変更についての事業者の環境保全上の見解を明らかにして記載すること。</p> <p>エ 事業の実施の状況については、事業の進捗状況を示す図面、法令に基づく各種の届出の写し等を資料として添付すること。</p> <p>オ 事後調査等報告書は、事後調査の計画に基づきモニタリングを実施した後に作成し、速やかに、知事及び関係市町村長に送付すること。</p> <p>カ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の(5)のウによること。</p>	

新	旧	備考
<p>8 その他留意すべき事項</p> <p>(1) 文献等を活用する際の出典の明示等 既存の文献等から各種の情報を引用する場合には、文献名、著者、作成時期、判明している場合には調査機関名等に加え、調査目的・趣旨、調査方法及び調査結果についても可能な限り具体的に記載すること。</p> <p>(2) 専門家等からの知見の収集 地域特性の把握、計画段階配慮事項やその検討に係る調査、予測及び評価手法の選定、環境影響評価の項目の選定、調査、予測及び評価の手法の検討、環境保全措置や事後調査の検討に当たっては、既存の文献等からの情報の収集のほか、必要に応じて、道、市町村、専門家等からの知見及び情報の収集に努めること。 なお、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするとともに、その対応状況も含めて整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにすること。 また、知見や情報の偏りを防ぐため、同一分野の複数の専門家等から聴き取りを行うこと。</p> <p>(3) 調査の結果の整理に当たっての留意点 盗掘、密猟又は繁殖阻害等が懸念される希少生物の生育又は生息に関する情報を記載するときは、種及び生育地又は生息地が特定されないよう配慮するものとし、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」(平成 24 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課)等を参考にするとともに、記載方法については事前に協議を行うこと。</p> <p>(4) わかりやすい書類の作成 配慮書(配慮書の案を含む。)、方法書、準備書、評価書、事後調査等報告書などの作成に当たっては、図表を効果的に用いるとともに、必要な場合には用語解説を加えるなど、簡明かつ平易な記載内容となるよう努めること。 また、配慮書等の各図書の冒頭に環境影響評価制度の仕組みや当該図書の役割、概要などについて示し、道民がより理解しやすいものとなるよう努めること。</p> <p>(5) 事業者等による公表 事業者等によるインターネットを利用した配慮書(配慮書の案を含む。)、方法書、準備書、評価書、事後調査等報告書などの公表に当たっては、利用者の利便性に配慮するものとし、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」(平成 24 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課)、「環境影響評価法における報告書の作成・公表に関する考え方」(平成 29 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課)等を参考にすること。</p>	<p>8 その他留意すべき事項</p> <p>(1) 文献等を活用する際の出典の明示等 既存の文献等から各種の情報を引用する場合には、文献名、著者、作成時期、判明している場合には調査機関名等に加え、調査目的・趣旨、調査方法及び調査結果についても可能な限り具体的に記載すること。</p> <p>(2) 専門家等からの知見の収集 地域特性の把握、計画段階配慮事項やその検討に係る調査、予測及び評価手法の選定、環境影響評価の項目の選定、調査、予測及び評価の手法の検討、環境保全措置や事後調査の検討に当たっては、既存の文献等からの情報の収集のほか、必要に応じて、道、市町村、専門家等からの知見及び情報の収集に努めること。 なお、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするとともに、その対応状況も含めて整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにすること。 また、知見や情報の偏りを防ぐため、同一分野の複数の専門家等から聴き取りを行うこと。</p> <p>(3) 調査の結果の整理に当たっての留意点 盗掘、密猟又は繁殖阻害等が懸念される希少生物の生育又は生息に関する情報を記載するときは、種及び生育地又は生息地が特定されないよう配慮するものとし、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」(平成 24 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課)等を参考にするとともに、記載方法については事前に協議を行うこと。</p> <p>(4) わかりやすい書類の作成 配慮書(配慮書の案を含む。)、方法書、準備書、評価書、事後調査等報告書などの作成に当たっては、図表を効果的に用いるとともに、必要な場合には用語解説を加えるなど、簡明かつ平易な記載内容となるよう努めること。 また、配慮書等の各図書の冒頭に環境影響評価制度の仕組みや当該図書の役割、概要などについて示し、道民がより理解しやすいものとなるよう努めること。</p> <p>(5) 事業者等による公表 事業者等によるインターネットを利用した配慮書(配慮書の案を含む。)、方法書、準備書、評価書、事後調査等報告書などの公表に当たっては、利用者の利便性に配慮するものとし、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」(平成 24 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課)、「環境影響評価法における報告書の作成・公表に関する考え方」(平成 29 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課)等を参考にすること。</p>	

別表1 環境要素と環境影響要因とを両軸としたマトリックス表の例

環境要素の区分	環境影響要因の区分	細区分	工事の施工中						工事の完了後				選定理由等					
			資材等の運搬	資材等の集積	重機の稼働	掘削等の土工	樹木等の伐開	土石の採取	土捨て場の設置	工作物の設置	土捨て場の設置	変更後の土地の存在		工作物の存在	廃棄物の処分	取放水	人の居住	
1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	1 大気汚染	二酸化硫黄																
		...																
	2 水質汚濁	カドミウム																
		...																
	3 騒音及び超低周波音	一般環境騒音																
		...																
	4 振動	一般環境振動																
		...																
	5 悪臭	アンモニア																
	...																	
2 生物の多様性の保全及び多様な自然環境の保全に係る要素	1 地形・地質	地形																
		...																
	2 動物	哺乳類																
		...																
	3 植物	種子植物																
		...																
	4 生態系	生態系																
		...																
		...																
3 身近な自然等との触れ合いに係る要素	1 景観	自然景観																
		...																
	2 身近な自然	身近な自然																
	...																	
4 地球環境保全及び循環型社会に係る要素	1 温室効果ガス	二酸化炭素																
		...																
	2 廃棄物等	一般廃棄物																
	...																	
5 一般環境中の放射性物質に係る要素	1 放射線の量	粉じん等																
		...																

※ 選定理由等の欄には、選定理由、非選定理由を記載する。

別表1 環境要素と環境影響要因とを両軸としたマトリックス表の例

環境要素の区分	環境影響要因の区分	細区分	工事の施工中						工事の完了後				選定理由等					
			資材等の運搬	資材等の集積	重機の稼働	掘削等の土工	樹木等の伐開	土石の採取	土捨て場の設置	工作物の設置	土捨て場の設置	変更後の土地の存在		工作物の存在	廃棄物の処分	取放水	人の居住	
1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	1 大気汚染	二酸化硫黄																
		...																
	2 水質汚濁	カドミウム																
		...																
	3 騒音及び超低周波音	一般環境騒音																
		...																
	4 振動	一般環境振動																
		...																
	5 悪臭	アンモニア																
	...																	
2 生物の多様性の保全及び多様な自然環境の保全に係る要素	1 地形・地質	地形																
		...																
	2 植物	種子植物																
		...																
	3 動物	哺乳類																
		...																
	4 生態系	生態系																
		...																
		...																
3 身近な自然等との触れ合いに係る要素	1 景観	自然景観																
		...																
	2 身近な自然	身近な自然																
	...																	
4 地球環境保全及び循環型社会に係る要素	1 温室効果ガス	二酸化炭素																
		...																
	2 廃棄物等	一般廃棄物																
	...																	
5 一般環境中の放射性物質に係る要素	1 放射線の量	粉じん等																
		...																

※ 選定理由等の欄には、選定理由、非選定理由を記載する。

・動植物の項目を入れ替え（法と順序を統一）

新	旧	備考
<p>第2節 各論 第1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素 第1-1 大気汚染 1 現状調査 (1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等 調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。 現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。 具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により大気中における濃度について調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）」に定める方法 ・「二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）」に定める方法 ・「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）」に定める方法 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」に定める方法 ・「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年環境省告示第33号）」に定める方法 ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等 予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。 現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。 具体的には、気象の状況（風向、風速、日射量、放射収支量等）、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（発生負荷量、排出形態等）等について、次の手法により調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地上気象観測指針（気象庁編）」に定める方法 	<p>第2節 各論 第1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素 第1-1 大気汚染 1 現状調査 (1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等 調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。 現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。 具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により大気中における濃度について調査する。</p> <p>（手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）」に定める方法 ・「二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）」に定める方法 ・「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）」に定める方法 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」に定める方法 ・「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年環境省告示第33号）」に定める方法 ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等 予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。 現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。 具体的には、気象の状況（風向、風速、日射量、放射収支量等）、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（発生負荷量、排出形態等）等について、次の手法により調査する。</p> <p>（手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地上気象観測指針（気象庁編）」に定める方法 	<p>・体裁の修正 （以下同様）</p>

新	旧	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・「高層気象観測指針（気象庁編）」に定める方法 ・発生源についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。 具体的には、大気汚染に係る環境基準、排出基準、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。 また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。 具体的には、次の手法により環境濃度の予測を行うものとする。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気拡散式の理論解（プルームモデル、パフモデル、J E Aモデル等） なお、必要に応じ環境濃度の現状再現性等について明らかにすること。 ・風洞実験 ・野外拡散実験 ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価 評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。 なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。 具体的には、大気汚染物質に係る負荷量自体（負荷の発生段階）の抑制措置、大気環境に排出される際（排出段階）の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1—2 水質汚濁</p> <p>1 現状調査 (1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等 調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「高層気象観測指針（気象庁編）」に定める方法 ・発生源についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。 具体的には、大気汚染に係る環境基準、排出基準、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。 また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。 具体的には、次の手法により環境濃度の予測を行うものとする。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気拡散式の理論解（プルームモデル、パフモデル、J E Aモデル等） なお、必要に応じ環境濃度の現状再現性等について明らかにすること。 ・風洞実験 ・野外拡散実験 ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価 評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。 なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。 具体的には、大気汚染物質に係る負荷量自体（負荷の発生段階）の抑制措置、大気環境に排出される際（排出段階）の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1—2 水質汚濁</p> <p>1 現状調査 (1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等 調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。</p>	

新	旧	備考
<p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により公共用水域の水質、底質及び地下水の水質について調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質調査方法について（昭和46年環境庁水質保全局長通知）」に定める方法 ・「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に定める方法 ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年環境庁水質保全局水質規制課長通知）に定める方法 ・「底質調査方法について（平成24年環境省水・大気環境局長通知）」に定める方法 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）」に定める方法 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」に定める方法 ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年環境省水・大気環境局長通知）」に定める方法 ・「公共用水域等における農薬の水質評価指針について（平成6年環境庁水質保全局長通知）」に定める方法 ・「<u>洋上風力発電所の環境影響に係るモニタリングガイドライン（令和7年9月環境省・経済産業省）</u>」に示す手法 ・「<u>洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド（令和5年12月環境省・経済産業省）</u>」に示す手法 ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、水象の状況（河川については流量、流速、利水状況等、海域については流向、流速、取排水、河川水流入量等、湖沼については水位、流出入流量、水温分布等）、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（流入負荷量、排出水温、排出形態等）等について、次の手法により調査する。</p>	<p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により公共用水域の水質、底質及び地下水の水質について調査する。</p> <p>（手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質調査方法について（昭和46年環境庁水質保全局長通知）」に定める方法 ・「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に定める方法 ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年環境庁水質保全局水質規制課長通知）に定める方法 ・「底質調査方法について（平成24年環境省水・大気環境局長通知）」に定める方法 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）」に定める方法 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」に定める方法 ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年環境省水・大気環境局長通知）」に定める方法 ・「公共用水域等における農薬の水質評価指針について（平成6年環境庁水質保全局長通知）」に定める方法 <p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、水象の状況（河川については流量、流速、利水状況等、海域については流向、流速、取排水、河川水流入量等、湖沼については水位、流出入流量、水温分布等）、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（流入負荷量、排出水温、排出形態等）等について、次の手法により調査する。</p>	<p>・国のガイドライン等を追加（洋上風力発電に関する資料）</p>

新	旧	備考
<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「海洋観測指針（気象庁編）」に定める方法 ・水質調査方法について(昭和46年環境庁水質保全局長通知)に定める方法 ・発生源についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。 具体的には、水質汚濁に係る環境基準の類型当てはめの状況、排水基準、利水の状況等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。 また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。 具体的には、次の手法により環境濃度の予測を行うものとする。ただし、濃度予測に必要な場合には、流れの場についても、予測することとする。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理解析モデル（ストリータ・ヘルプスの式、拡散方程式の数値解析等） なお、必要に応じ流れの場、環境濃度の現状再現性等について明らかにすること。 ・水理模型実験 ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価 評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。 なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。 具体的には、水質汚濁物質に係る負荷量自体（負荷の発生段階）の抑制措置、水域に排出される際（排出段階）の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1-3 騒音及び超低周波音</p> <p>1 現状調査</p> <p>(1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等 調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。</p>	<p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「海洋観測指針（気象庁編）」に定める方法 ・水質調査方法について(昭和46年環境庁水質保全局長通知)に定める方法 ・発生源についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。 具体的には、水質汚濁に係る環境基準の類型当てはめの状況、排水基準、利水の状況等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。 また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。 具体的には、次の手法により環境濃度の予測を行うものとする。ただし、濃度予測に必要な場合には、流れの場についても、予測することとする。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理解析モデル（ストリータ・ヘルプスの式、拡散方程式の数値解析等） なお、必要に応じ流れの場、環境濃度の現状再現性等について明らかにすること。 ・水理模型実験 ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価 評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。 なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。 具体的には、水質汚濁物質に係る負荷量自体（負荷の発生段階）の抑制措置、水域に排出される際（排出段階）の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1-3 騒音及び超低周波音</p> <p>1 現状調査</p> <p>(1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等 調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。</p>	<p>・体裁の統一 (以下同様)</p>

新	旧	備考
<p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げる騒音及び超低周波音について、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により騒音レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル等を調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」に定める方法 ・「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）」に定める方法 ・「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月環境省）」に定める方法 ・「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年環境庁大気保全局長通知）」に定める方法 ・「在来鉄道騒音測定マニュアル（平成27年10月環境省水・大気環境局大気生活環境室）」に定める方法 ・「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）」に定める方法 ・「航空機騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月環境省）」に定める方法 ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生・農林・通産・運輸省告示第1号）」に定める方法 ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生・建設省告示第1号）」に定める方法 ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成12年環境庁大気保全局）」に定める方法 ・「低周波音問題対応の手引書（平成16年環境省）」に定める方法 ・「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（平成29年5月環境省）」に定める方法 ・「<u>洋上風力発電所の環境影響に係るモニタリングガイドライン（令和7年9月環境省・経済産業省）</u>」に示す手法 ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（音源のパワーレベル等）、交通の状況（交通量、車種混入率、道路構造、機材別時間帯別飛行回</p>	<p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げる騒音及び超低周波音について、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により騒音レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル等を調査する。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」に定める方法 ・「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）」に定める方法 ・「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月環境省）」に定める方法 ・「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年環境庁大気保全局長通知）」に定める方法 ・「在来鉄道騒音測定マニュアル（平成27年10月環境省水・大気環境局大気生活環境室）」に定める方法 ・「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）」に定める方法 ・「航空機騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月環境省）」に定める方法 ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生・農林・通産・運輸省告示第1号）」に定める方法 ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生・建設省告示第1号）」に定める方法 ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成12年環境庁大気保全局）」に定める方法 ・「低周波音問題対応の手引書（平成16年環境省）」に定める方法 ・「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（平成29年5月環境省）」に定める方法 <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（音源のパワーレベル等）、交通の状況（交通量、車種混入率、道路構造、機材別時間帯別飛行回</p>	<p>・国のガイドライン等を追加（洋上風力発電に関する資料）</p>

新	旧	備考
<p>数等)等について、次の手法により調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。 具体的には、騒音に係る環境基準の類型当てはめの状況、規制基準の当てはめの状況、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。 また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。 具体的には、次の手法により騒音レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル等の予測を行うものとする。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理解析モデル（日本音響学会式、ISO9613-2等） なお、必要に応じ騒音レベルの現状再現性について明らかにすること。 ・模型実験 ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価 評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。 なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。 具体的には、騒音発生源に係るパワーレベル（騒音の発生段階）の抑制措置、周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1-4 振動</p> <p>1 現状調査</p> <p>(1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等 調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。 現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定す</p>	<p>数等)等について、次の手法により調査する。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。 具体的には、騒音に係る環境基準の類型当てはめの状況、規制基準の当てはめの状況、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。 また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。 具体的には、次の手法により騒音レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル等の予測を行うものとする。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理解析モデル（日本音響学会式、ISO9613-2等） なお、必要に応じ騒音レベルの現状再現性について明らかにすること。 ・模型実験 ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価 評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。 なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。 具体的には、騒音発生源に係るパワーレベル（騒音の発生段階）の抑制措置、周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1-4 振動</p> <p>1 現状調査</p> <p>(1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等 調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。 現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定す</p>	

新	旧	備考
<p>ることができる。</p> <p>具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により振動レベルについて調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）」に定める方法 ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）」に定める方法 ・「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）（昭和51年環大特32号環境庁長官）」に定める方法 ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（機械の種類、機械の位置等）、交通の状況（車種別交通量、走行速度、路盤構造等）、地盤の状況等について、次の手法により調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ</p> <p>予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。</p> <p>具体的には、振動に係る規制基準の当てはめの状況、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測</p> <p>予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中的影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。</p> <p>また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。</p> <p>具体的には、次の手法により振動レベルの予測を行うものとする。</p>	<p>ることができる。</p> <p>具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により振動レベルについて調査する。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）」に定める方法 ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）」に定める方法 ・「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）（昭和51年環大特32号環境庁長官）」に定める方法 ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（機械の種類、機械の位置等）、交通の状況（車種別交通量、走行速度、路盤構造等）、地盤の状況等について、次の手法により調査する。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ</p> <p>予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。</p> <p>具体的には、振動に係る規制基準の当てはめの状況、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測</p> <p>予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中的影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。</p> <p>また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。</p> <p>具体的には、次の手法により振動レベルの予測を行うものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理解析モデル（建設省土木研究所提案式、距離減衰理論式等） なお、必要に応じ振動レベルの現状再現性について明らかにすること。 ・模型実験 ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価</p> <p>評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。</p> <p>なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。</p> <p>具体的には、振動発生源に係る振動レベル（振動の発生段階）の抑制措置、周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1-5 悪臭</p> <p>1 現状調査</p> <p>(1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等</p> <p>調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により臭気指数又は大気中における濃度について調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める方法 ・「特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）」に定める方法 ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p>	<p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理解析モデル（建設省土木研究所提案式、距離減衰理論式等） なお、必要に応じ振動レベルの現状再現性について明らかにすること。 ・模型実験 ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価</p> <p>評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。</p> <p>なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。</p> <p>具体的には、振動発生源に係る振動レベル（振動の発生段階）の抑制措置、周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1-5 悪臭</p> <p>1 現状調査</p> <p>(1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等</p> <p>調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により臭気指数又は大気中における濃度について調査する。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める方法 ・「特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）」に定める方法 ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p>	

新	旧	備考
<p>具体的には、気象の状況（風向、風速、日射量、放射収支量等）、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（発生負荷量、排出形態等）等について、次の手法により調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地上気象観測指針（気象庁編）」に定める方法 ・発生源についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ</p> <p>予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。</p> <p>具体的には、悪臭に係る規制基準の当てはめの状況、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測</p> <p>予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。</p> <p>また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測時点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。</p> <p>具体的には、次の手法により臭気指数又は環境濃度の予測を行うものとする。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似事例からの推定 ・数理解析モデル（大気拡散式等） ・その他の適切な方法 <p>3 評価</p> <p>評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。</p> <p>なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。</p> <p>具体的には、悪臭物質に係る負荷量自体（負荷の発生段階）の抑制措置、大気環境に排出される際（排出段階）の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1-6 土壌汚染</p> <p>1 現状調査</p> <p>(1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等</p> <p>調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。</p>	<p>具体的には、気象の状況（風向、風速、日射量、放射収支量等）、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（発生負荷量、排出形態等）等について、次の手法により調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地上気象観測指針（気象庁編）」に定める方法 ・発生源についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ</p> <p>予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。</p> <p>具体的には、悪臭に係る規制基準の当てはめの状況、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測</p> <p>予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。</p> <p>また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測時点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。</p> <p>具体的には、次の手法により臭気指数又は環境濃度の予測を行うものとする。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似事例からの推定 ・数理解析モデル（大気拡散式等） ・その他の適切な方法 <p>3 評価</p> <p>評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。</p> <p>なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。</p> <p>具体的には、悪臭物質に係る負荷量自体（負荷の発生段階）の抑制措置、大気環境に排出される際（排出段階）の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1-6 土壌汚染</p> <p>1 現状調査</p> <p>(1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等</p> <p>調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。</p>	

新	旧	備考
<p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により土壤中の汚染物質の濃度等について調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」に定める方法 ・「土壌汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)」に定める方法 ・「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン <u>(改訂第3.1版)</u> <u>(令和4年環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室)</u>」に定める方法 ・「油汚染対策ガイドライン(平成18年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)」に定める方法 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」に定める方法 ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、予測及び評価において考慮すべき土壌汚染の状況（有害物質使用特定施設の設置状況、土地利用履歴等）について、次の手法により調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の状況についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ</p> <p>予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。</p> <p>具体的には、土壌汚染対策法の指定区域の状況、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測</p> <p>予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。</p>	<p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により土壤中の汚染物質の濃度等について調査する。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」に定める方法 ・「土壌汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)」に定める方法 ・「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン <u>(改訂第2版)</u> <u>(平成24年環境省水・大気環境局土壌環境課)</u>」に定める方法 ・「油汚染対策ガイドライン(平成18年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)」に定める方法 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」に定める方法 ・その他の適切な方法 <p>(2) 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、予測及び評価において考慮すべき土壌汚染の状況（有害物質使用特定施設の設置状況、土地利用履歴等）について、次の手法により調査する。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の状況についての聞き取り調査 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ</p> <p>予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。</p> <p>具体的には、土壌汚染対策法の指定区域の状況、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測</p> <p>予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。</p>	<p>・時点修正</p>

新	旧	備考
<p>また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。</p> <p>具体的には、次の手法により事業の実施による土壌の改変の程度を把握し、土壌中の汚染物質の濃度等の予測を行うものとする。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価</p> <p>評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。</p> <p>なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。</p> <p>具体的には、事業の実施による土壌中の汚染物質の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1-7 地盤</p> <p>1 現状調査</p> <p>（1） 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等</p> <p>調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法を設定し、現地調査を行うこととする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、事業特性及び地域特性を勘案して地盤沈下の状況（地盤沈下量、地盤沈下の出現の範囲及び程度等）や土地の安定性の状況（地形、地質及び表層の土壌）等について、次の手法により調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水準測量、地盤沈下計、観測井等を用いる方法 ・文献その他の資料による方法 ・その他の適切な方法 <p>（2） 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p>	<p>また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。</p> <p>具体的には、次の手法により事業の実施による土壌の改変の程度を把握し、土壌中の汚染物質の濃度等の予測を行うものとする。</p> <p>（手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価</p> <p>評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。</p> <p>なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。</p> <p>具体的には、事業の実施による土壌中の汚染物質の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>第1-7 地盤</p> <p>1 現状調査</p> <p>（1） 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等</p> <p>調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法を設定し、現地調査を行うこととする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、事業特性及び地域特性を勘案して地盤沈下の状況（地盤沈下量、地盤沈下の出現の範囲及び程度等）や土地の安定性の状況（地形、地質及び表層の土壌）等について、次の手法により調査する。</p> <p>（手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水準測量、地盤沈下計、観測井等を用いる方法 ・文献その他の資料による方法 ・その他の適切な方法 <p>（2） 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p>	

新	旧	備考
<p>具体的には、地盤等の状況（地形、地質構造、軟弱地盤の分布、土層の透水性及び圧密状況、地下水の賦存状況、地下水の水位及び揚水の状況等）等について、次の手法により調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング調査、物理探査等による方法 ・地形調査（測量、空中写真等）による方法 ・「地盤材料試験の方法と解説（公益社団法人地盤工学会）」及び「地盤調査の方法と解説（公益財団法人地盤工学会）」に定める方法 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。</p> <p>具体的には、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。</p> <p>また、予測の前提条件となる各種緒元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。</p> <p>具体的には、次の手法により地盤沈下や土地の安定性の程度について予測を行うものとする。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水収支理論式 ・圧密沈下理論式 ・斜面安定解析 ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価 評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。</p> <p>なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。</p> <p>具体的には、事業の実施による地盤沈下や土地の安定性の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p>	<p>具体的には、地盤等の状況（地形、地質構造、軟弱地盤の分布、土層の透水性及び圧密状況、地下水の賦存状況、地下水の水位及び揚水の状況等）等について、次の手法により調査する。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング調査、物理探査等による方法 ・地形調査（測量、空中写真等）による方法 ・「地盤材料試験の方法と解説（公益社団法人地盤工学会）」及び「地盤調査の方法と解説（公益財団法人地盤工学会）」に定める方法 ・その他の適切な方法 <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。</p> <p>具体的には、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。</p> <p>また、予測の前提条件となる各種緒元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。</p> <p>具体的には、次の手法により地盤沈下や土地の安定性の程度について予測を行うものとする。</p> <p>(手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水収支理論式 ・圧密沈下理論式 ・斜面安定解析 ・類似事例からの推定 ・その他の適切な方法 <p>3 評価 評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。</p> <p>なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。</p> <p>具体的には、事業の実施による地盤沈下や土地の安定性の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p>	

新	旧	備考
<p>第1-8 日照</p> <p>1 現状調査</p> <p>(1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等 調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。 現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。 具体的には、事業特性及び地域特性を勘案して日照の状況（日影や反射光の範囲、時刻、時間数等）等について調査する。</p> <p>(2) 予測の前提条件等 予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。 現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。 具体的には、地形の状況（土地の高低等）等について調査する。</p> <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。 具体的には、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の指定の状況、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく日影の規制基準、周辺の土地利用、日照の確保を必要とする施設や反射光の影響が及ぶ施設の分布状況等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。 なお、風車の影や反射光の予測範囲は、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影や反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、予測の対象時期は風力発電所や太陽電池発電所の運転の状態が定常状態となる時期及び風車の影や反射光に係る環境影響が最大となる時点とする。 また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。 具体的には、次の手法により日照状況等の予測を行うものとする。</p>	<p>第1-8 日照</p> <p>1 現状調査</p> <p>(1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等 調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。 現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。 具体的には、事業特性及び地域特性を勘案して日照の状況（日影や反射光の範囲、時刻、時間数等）等について調査する。</p> <p>(2) 予測の前提条件等 予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。 現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。 具体的には、地形の状況（土地の高低等）等について調査する。</p> <p>(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。 具体的には、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の指定の状況、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく日影の規制基準、周辺の土地利用、日照の確保を必要とする施設や反射光の影響が及ぶ施設の分布状況等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。 なお、風車の影や反射光の予測範囲は、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影や反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、予測の対象時期は風力発電所や太陽電池発電所の運転の状態が定常状態となる時期及び風車の影や反射光に係る環境影響が最大となる時点とする。 また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。 具体的には、次の手法により日照状況等の予測を行うものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時刻別日影図 ・等時間日影図 ・反射光の時間毎到達範囲及び反射光の継続時間数図 ・日照図表 ・模型実験 ・天空図又は天空写真 ・その他の適切な方法 <p>3 評価</p> <p>評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。</p> <p>なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。</p> <p>具体的には、事業の実施による日照阻害等の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>また、日影に係る建築基準法に定める規制基準等との対比を行うこと。</p> <p>第1-9 電波障害</p> <p>1 現状調査</p> <p>（1） 予測結果との照合、数値モデル検証のための現況データ等</p> <p>調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、事業特性及び地域特性を勘案して受信の状況（電界強度、受信画像等）等について、次の手法により調査する。</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波測定車等による路上調査及びビル屋上調査 ・その他の適切な方法 <p>（2） 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、地形の状況（土地の高低等）、テレビの受信形態（放送局、共同受信施設の状況等）等について調査する。</p>	<p>（手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時刻別日影図 ・等時間日影図 ・反射光の時間毎到達範囲及び反射光の継続時間数図 ・日照図表 ・模型実験 ・天空図又は天空写真 ・その他の適切な方法 <p>3 評価</p> <p>評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。</p> <p>なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。</p> <p>具体的には、事業の実施による日照阻害等の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p> <p>また、日影に係る建築基準法に定める規制基準等との対比を行うこと。</p> <p>第1-9 電波障害</p> <p>1 現状調査</p> <p>（1） 予測結果との照合、数値モデル検証のための現況データ等</p> <p>調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、事業特性及び地域特性を勘案して受信の状況（電界強度、受信画像等）等について、次の手法により調査する。</p> <p>（手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波測定車等による路上調査及びビル屋上調査 ・その他の適切な方法 <p>（2） 予測の前提条件等</p> <p>予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。</p> <p>現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。</p> <p>具体的には、地形の状況（土地の高低等）、テレビの受信形態（放送局、共同受信施設の状況等）等について調査する。</p>	

新	旧	備考
<p><u>(3)</u> 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。 具体的には、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。 また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。 具体的には、次の手法により電波障害の予測を行うものとする。</p> <p><u>【手法】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建造物による電波障害予測計算の理論式 ・ 類似事例からの推定 ・ <u>建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）（一般社団法人日本CATV技術協会）に示す方法</u> ・ その他の適切な方法 <p>3 評価 評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。 なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。 具体的には、事業の実施による電波障害の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明する。</p>	<p><u>(3)</u> 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ 予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。 具体的には、周辺の土地利用等について調査する。</p> <p>2 予測 予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。 また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。 具体的には、次の手法により電波障害の予測を行うものとする。</p> <p><u>(手法)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建造物による電波障害予測計算の理論式 ・ 類似事例からの推定 <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の適切な方法 <p>3 評価 評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。 なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。 具体的には、事業の実施による電波障害の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。</p>	<p>・ 民間の手引きを追加</p> <p>・ 体裁の修正</p>